

諸外国における身分関係登録制度等に関する調査報告書
(大韓民国編)

目次

1	はじめに	1
2	韓国の身分関係登録制度	3
	(1) 家族関係登録制度創設の経緯	3
	(2) 家族関係登録制度の制度類型	4
	(3) 家族関係登録制度の概要	5
	(4) 家族関係登録手続の概要	11
	(5) 家族関係等の公証手続の概要	16
	(6) 家族関係登録制度のまとめ	25
3	韓国の共通番号制度	26
	(1) 住民登録制度の概要	26
	(2) 住民登録番号の概要	28
	(3) 住民登録番号を用いた情報連携の概要	33
4	韓国の相続制度の概要と家族関係登録制度及び住民登録番号との関連性	38
	(1) 相続制度の概要	39
	(2) 相続手続の概要	42
	(3) 家族関係登録制度及び住民登録番号との関連性	45
	(4) 家族関係登録制度及び住民登録番号との関連性に関する考察	46
	《参考情報》	47
	(1) フラットモデル	47
	(2) セパレートモデル	47
	(3) セクトラルモデル	48
	《参考文献等》	49

1 はじめに

戸籍事務へのマイナンバー制度導入のためのシステムの在り方に係る調査・研究等（以下「本調査・研究等」という。）においては、日本の身分関係登録制度である戸籍制度面を含む戸籍事務の実務改革を念頭に、技術面、セキュリティ面及び財政面（投資対効果）の観点から最適なマイナンバー制度導入後の戸籍事務に係るシステムの在り方を策定することを目的としている。そのシステムの在り方の検討において、念頭とする戸籍事務の実務改革を進める上では、日本における戸籍事務の現状を分析することに加えて、諸外国においてどのような身分関係登録制度や共通番号制度（本報告書では、日本のマイナンバー制度に類似する諸外国の制度の一般的呼称として「共通番号制度」を使用する。）が整備され、両制度がどのような関係性をもって運用されているかを整理し、改革の観点等を例示として参照していくことも有益であると考えられる。

そこで、本調査報告書では、日本と類似した身分関係登録制度を運用した過去があり、現在も身分関係登録制度と住民登録制度を運用し、かつ、確立された共通番号制度を持つ大韓民国（以下「韓国」という。）を対象とし、韓国で整備されている身分関係登録制度及び共通番号制度の概要と両制度の関係性について整理することで、本調査・研究等の念頭としている戸籍事務の実務改革と調和したシステムの在り方の検討の一助となることを目的とする。

本調査報告書は、韓国の身分登録制度及び共通番号制度の概要について整理を試みるものであるが、文中意見にわたる部分は本調査・研究等受託事業者である株式会社日立製作所の見解であることをあらかじめお断りする。

本調査報告書は、韓国で整備されている身分関係登録制度及び共通番号制度の概要及び両制度の関係性を以下の構成で整理する。

2 韓国の身分関係登録制度

韓国で運用されている身分関係登録制度である家族関係登録制度について、制度の概観を示した上で、家族関係登録制度における登録及び公示又は公証に関する手続の内容について整理する。

3 韓国の共通番号制度

韓国で整備されている共通番号制度である住民登録番号について、制度の概観を示した上で、住民登録番号を利用した行政機関間での情報連携の仕組みについて整理し、加えて、情報連携における家族関係登録制度との関係（家族関係登録情報が連携対象となっているか）について整理する。

4 韓国の相続制度の概要と家族関係登録制度及び住民登録番号との関連性

家族関係登録制度の情報が活用される代表的な手続の一つとして「相続制度」を取り上げ、制度の概観を示した上で、相続手続でどのような家族関係登録情報が利用され、

かつ、当該情報が住民登録番号による行政機関間での情報連携において、どのように利用されているのかを整理する。

なお、対象とした制度に関連する韓国の各種法令については、「新制戸籍法並届書式記載例 第一級 法規編（４）」（日本加除出版株式会社）その他の翻訳を参考にした。また、本報告書を整理するに当たって参考とした文献については本報告書末に一覧にて示し、当該文献等を参考とした箇所については、参考文献等に付した番号を本文中に〔 〕表記にて示した。

2 韓国の身分関係登録制度

韓国では2007年(平成19年)まで身分関係登録制度として戸籍制度を運用してきた。しかし、戸籍制度の柱である戸主制度の改善や廃止等をめぐる議論が進められ、その結果、旧来の戸籍制度を廃止することとなり、2008年(平成20年)1月1日、「家族関係の登録等に関する法律(以下「家族関係登録法」という。)」の施行に伴い、新たな身分関係登録制度である家族関係登録制度の運用が開始された。

ここでは、韓国における家族関係登録制度について、制度創設までの経緯を示し、制度の類型化を試みた上で、制度の概観及び制度の下での登録及び公示又は公証の手続の内容を整理する。

(1) 家族関係登録制度創設の経緯

韓国における新たな身分関係登録制度である家族関係登録制度が創設されるまでの戸籍制度は、民法で規定された「家」(戸主と家族で構成される観念上の団体であり、一家の系統を継承した者や分家した者、その他の事由で一家を創立した者は戸主となる。)別に家族に関する各種の身分登録事項を管理する制度であった^[1]。

ところで、韓国の戸籍制度は、日本と同様、古代中国の制度に源流があり、権力者が人民を効果的に管理掌握する手段とすることを出発点として、親族的身分の確認や法行為能力の確認等を目的とするものに発展してきた。加えて、一時的に日本の法制度の決定的な影響を受けざるを得なかったこともあり、特に、日本の大正3年戸籍法の影響が強く、日本が戦後の憲法改正に伴い民法及び戸籍法を整備し、戸主制度を廃止したのとは対照的に、韓国の戸籍制度は抜本的な変更(当然にその実体法である民法の改正が必要である。)がなされないまま、現代の戸籍制度に至った。

しかし、この戸籍制度については、戸主を中心に家を構成する「戸主制度」等の考え方が、男女平等等の憲法上保障されている基本権を侵害しているといった議論が絶えず行われていた^[2]。このような状況を受け、韓国の中央行政機関である法務部(日本の法務省に相当する。)を中心として、戸主制度の改善又は廃止等に関する議論が開始された。

その議論の経過は、1995年(平成7年)に法務部民法改正特別分科委員会において、戸主制度を完全に廃止する「基本家族別編製方式」(父母と未婚の子により構成される共同体を一つの戸籍又は家族簿に登録し、身分関係を公証・公示させる案)が提案された^[3]。また、2003年(平成15年)には法務部家族法改正特別分科委員会において、個人別編製方式(一人に対して一つの身分登録簿を編製し、身分変動過程を全て記載する案)と併せて家族別編製方式及び住民登録制度との一元化に関する方式(住民登録票に個人別身分登録資料を追加記載し、住民登録資料と個人別身分登録資料をともに管理する方式案)(注1)が議論され^{[4][5]}、現行の戸籍制度に対する批判だけを受け入れる観点から検討された結果、個人別編製方式が優れていると判断された^[6]。

その後、2005年(平成17年)2月3日の戸主制度に対する憲法裁判所による憲法不合致決定(戸主制を前提としない新しい身分登録制度ができるまで審判対象条項等を暫定的に適用する旨の決定)がされ、これを受けて、同年3月31日の民法改正により戸主

制度の廃止が決定され、戸主制度廃止後の身分関係登録制度に関する論議が本格的に進められることになる。その過程では家族別編製方式も有力案として議論されたが、大勢は個人別編製方式案を中心に議論が進められた。

2005年（平成17年）1月10日には、大法院（日本の最高裁判所に相当する。）が個人別に身分登録簿を編製し、本人・配偶者・父母・子の身分情報を記載する方式である「混合型一人一籍編製方式」を提案した。一方、同月26日には、法務部が、国民個人について一個の身分登録原簿を作り、本人及び本人以外の配偶者・子・父母、配偶者の父母（本人の兄弟姉妹を含めるかについては見解の差異があった。）の人的事項（住民登録番号と出生年月日）と死亡の有無（配偶者の除外、父母の死亡の有無の表示については見解の差異があった。）等の家族事項と本人の出生・養子縁組・婚姻・離婚・死亡等の身分事項を記載し公証・公示する方式である「本人基準の家族記録簿」方式を提案した。

その後、2005年9月28日に「出生・婚姻・死亡等の申告及び証明に関する法律案」が国会議員より代表発議され、同年12月28日に大法院案である「身分関係の登録及び証明に関する法律案」が代表発議された。一方、法務部案は2006年3月3日に「国籍及び家族関係の登録に関する法律案」として国会に提出された。これらの3案が上程され、提案説明及び討論された後、法案審査第一小委員会に回付された。法案審査第一小委員会は、上記3案を審査した結果、それぞれを廃案とし、法制司法委員会が代案を提示した。これは、法務部案を踏襲し、国民個人別に出生・婚姻・死亡等の身分変動事項を電算情報処理組織によって記録・管理するとしつつも、一方では、その登録情報を使用目的により多様な証明書形態として発給し、変動事項がある場合、家族関係登録簿に国民の変動事項を正確に記載できるようにする等、国民の便宜を図ろうとしたものであった。この代案が、2007年（平成19年）4月27日に国会本会議を通過し、同年5月17日に公布、2008年（平成20年）1月1日に施行となった^[7]。

（注1）

住民登録との一元化に関する方式については、両制度の性格、すなわち、身分関係制度は国民の身分関係を登録・公証する制度として属人的かつ静的な性格であるが、住民登録制度は人の居住関係を登録・公証する属地的かつ動的な性格であるという違いや、両制度の統合、制度の管轄機関、業務システムの整備等の様々な要因から最終的な方式として選択されなかった。

（2）家族関係登録制度の制度類型

韓国で運用されている家族関係登録制度では、各人個別に身分関係登録簿である家族関係登録簿を編製する。これは出生簿・婚姻簿・死亡簿等が統合された登録簿であり、かつ、家族関係の情報をたどることのできる仕組みである。このようなことから、韓国の家族関係登録制度は、身分関係登録制度の制度類型（注2）によると「関係登録制」に該当すると考えられる。

(注2)

現在、諸外国で整備・運用されている身分関係登録制度は、その性質により以下の3つに類型化することができる。

・関係登録制

個人の出生、婚姻、死亡等を登録・管理するだけでなく、家族関係まで登録・管理する形態であり、身分及び家族関係を連結して把握することができるものである。

・個別登録制

個人の出生、婚姻、死亡等を個別に登録・管理する形態であり、身分及び家族関係を連結して把握することはできないものである。

・国民登録制

身分関係登録制度を独立して制定・運用せず、国民（住民）登録制度と一元的に管理している形態である。

これらとは別に、戸籍制度と身分証書制度という視点で分類することも考えられる。両者の違いは、管理編製単位を家族等又は個人とするということではなく、機能的な差として、個人間の親族的身分関係に係る無限の連結機能を備えているか否かに着目したものである。上記分類では、連結機能を備えたものとして「関係登録制」、連結機能を備えないものとして「個別登録制」が該当する。この点からすると、「国民登録制」は身分関係登録制度の枠組みを超えた一態様であるといえる。

(3) 家族関係登録制度の概要

韓国で運用されている家族関係登録制度の概要として、根拠法令、所管官庁及び業務実施機関等、事務で利用するシステムについて整理する。

ア 家族関係登録制度の根拠法令

家族関係登録制度の根拠法令は、家族関係登録法及び「家族関係の登録等に関する規則」（以下「家族関係登録規則」という。）があり、これを補充・補完する大法院関連例規がある。家族関係登録法は2007年（平成19年）5月17日、家族関係登録規則は同年11月28日にそれぞれ公布された。大法院関連例規は同年12月10日付で一括制定され、その後も必要に応じて制定されている。

イ 家族関係登録制度における所管官庁及び業務実施機関等

(1) 所管官庁

家族関係登録制度の所管官庁（登録事務管掌者）は、現行法院組織法において登録事務を大法院の権限として規定しており、大法院内で司法行政事務を管掌する法院行政処が登録事務を所管している。これら大法院及び法院行政処では登録事務を総括し、規則の制定や改正、例規等を定め、後記する業務実施機関で実施する登録事務の統一を図るべく、当該業務実施機関を監督する。

また、法院行政処では家族関係登録簿等の保存と管理、電算情報組織による登録事

務処理の支援及び登録電算情報資料の効率的な活用を実現するための電算情報中央管理所を設置し、運用を行っている。

(イ) 業務実施機関

家族関係登録制度の所管官庁に対し、当該制度の登録事務を担う業務実施機関は、国民の利便性等を考慮して、基本的に基礎自治体（注3）が担っている。

具体的には、家族関係登録制度の登録事務を担う業務実施機関は市・邑・面とされ、家族関係登録法により、大法院長が各市・邑・面の長に委任する形態としている。なお、特別市及び広域市において自治区を置く場合には、区の長に委任する形態としている。

また、登録事務管掌者の業務の法規が定めている一部の業務だけを自己の権限と責任の下に、自己の名で処理することができる代行者も業務実施機関としての役割を担っている。代行者の具体例としては、在外公館の長（登録事務については、日本の外務省に相当する外交部を経由して基礎自治体に送付する。）と市や区に所属する洞の長が該当する^{〔8〕}。

以下に、家族関係登録制度の業務実施機関構成の概要図を示す。

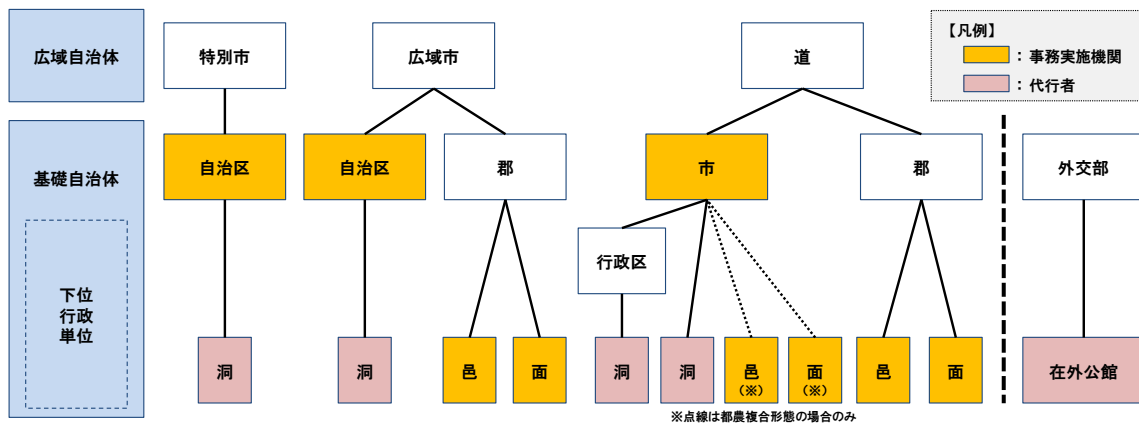


図2-1 家族関係登録制度の業務実施機関構成

(注3)

韓国における地方自治体の行政階層は大きく分けて広域自治体と基礎自治体の2つに分けることができる。広域自治体は特別市（ソウル特別市のみ。日本の政令指定都市に相当する。）、広域市（団体数は6。日本の政令指定都市に相当する。）、道（団体数は8。日本の都道府県に相当する。）から構成される。また、基礎自治体は上位の広域自治体により異なる。特別市の場合は、自治権を持つ自治区（日本の特別区に相当する。）、その下位に洞（「ドン」。日本の町や大字に相当し、支所や出張所の役割を担う。）の基礎自治体が設置されている。広域市の場合は、自治区又は郡（日本の市に相当する。）があり、その下位に自治区の場合は洞、郡の場合は邑（「ウプ」。日本の町に

相当する。), 面(「ミョン」。日本の村に相当する。)の基礎自治体が設置されている。道の場合は, 自治権を持つ市又は郡があり, その下位に市の場合は洞, 郡の場合は邑, 面の基礎自治体が設置されている。なお, 道の下位における人口50万人以上では, 自治権を持たない行政区が設置され, また, 1995年(平成7年)以後に市と郡が合併してできた市及び人口規模の大きな郡を昇格させた市を都農複合形態市と呼び, 当該市では洞, 邑, 面が設置されている。

(ウ) 監督機関

家族関係登録事務はその事務の持つ特性を考慮すると, 事務が適正に執行されることが不可欠である。そのため, 実際に登録事務を行う業務実施機関において適正な事務が執行されるよう執行機関とは別の機関の厳密な監督が求められる。その監督を実施するのが監督機関である。

家族関係登録事務は大法院の所管事務となっているが, 登録事務の実施を各市・邑・面の長に委任していることから, これに対応するため, 大法院長は監督権の権限を家庭法院(日本の家庭裁判所に相当する。)の長に委任し, 家庭法院支院長が家庭法院長の命を受け, その管轄区域内の登録事務の監督を実施している。ただし, 家庭法院及び家庭支院が未設置である地域は, 地方法院(日本の地方裁判所に相当する。)又は地方法院の支院が監督機関となる。なお, 家庭法院設置地域はソウル特別市のみであり, 家庭支院設置地域はいずれも広域市であり, 釜山(「プサン」)・大邱(「テグ」)・光州(「クァンジュ」)・大田(「テジョン」)である^[9]。

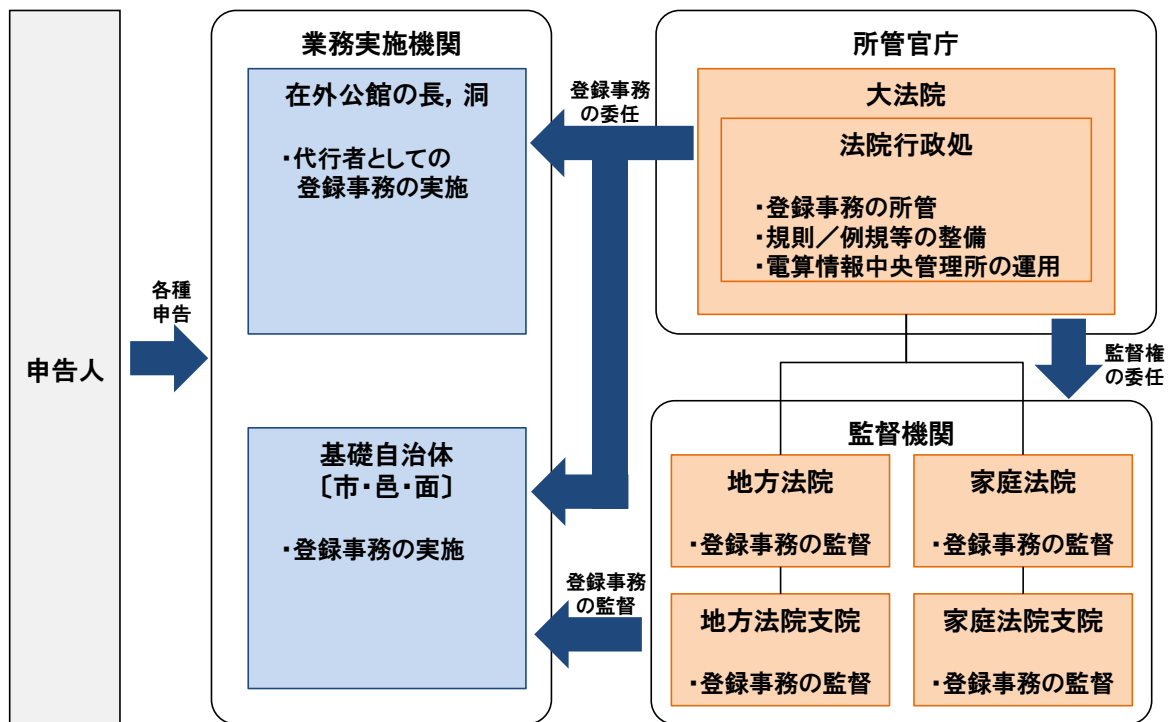


図 2 - 2 家族関係登録制度に係る行政機関の関係

ウ 家族関係登録制度に係る事務で利用するシステム

(ア) 利用システム

家族関係登録制度が開始される以前の戸籍制度では、1999年（平成11年）から行政自治部（日本の総務省に相当する。）により各基礎自治体における戸籍簿の電算化に向けた電算移記及び入力作業が始められたが、各基礎自治体における進捗に大きな差が生じたことから、2001年（平成13年）から大法院に戸籍電算化事業が移され、法院行政処の電算情報中央管理所において、戸籍電算資料の収集作業等を遂行し、2003年（平成15年）5月6日に戸籍データベースの構築作業が完了、ウェブ基盤の戸籍情報システムが導入された^[10]。

家族関係登録事務で利用するシステムにおいても、この一元化された戸籍の電算化情報を活用し、家族関係登録簿に移記したデータを用いて、電算情報中央管理所にて2008年（平成20年）1月1日に家族関係登録システムの稼働を開始した。

このように、韓国において短期間のうちに身分関係登録情報の編製方式等の大規模な変更を可能ならしめたのは、上記のとおり、2003年（平成15年）の戸籍データベースの構築作業の完了に伴い、身分関係登録情報の編製時には全ての戸籍簿が既に電算化されていたこと、また、戸籍簿が一元的に管理されていたため個人間の相互連結索引情報の作成が容易であったことなどが要因であると想定される。

なお、2012年（平成24年）からは、在外公館においても、家族関係登録システムを利用し、家族関係証明書を発行することができる（申告等の受理に関する事務は行っているが、登録事務は行っていないのは日本と同様である。）。

(イ) 電算情報中央管理所の役割と機能

家族関係登録制度における登録簿等のデータについては、戸籍簿を管理していたときと同様に、大法院法院行政処の電算情報中央管理所にて集中管理している。また、情報システムを総合的に管理・運営するために、家族関係登録規則により電算運営責任官を設置している^[11]。電算情報中央管理所が担う主な役割と機能を以下に示す。

- ① 家族関係登録簿等とバックアップ資料の保存・管理
- ② 家族関係登録簿等の索引情報の管理
- ③ 利用者情報の管理
- ④ 各種コードの記載例の管理
- ⑤ 関連機関との情報連携
- ⑥ 家族関係登録統計情報の管理
- ⑦ システムプログラムの維持・保守
- ⑧ 情報処理要求事項と障害内容の受付及びその対応と技術支援
- ⑨ 家族関係登録情報のバックアップ管理
- ⑩ 家族関係登録情報の保安管理

電算情報中央管理所は、家族関係登録事務のオペレーティング及びバックアップセンターとして大法院電算情報センター及び大田電算情報センターの2センター、データのバックアップ機能のみを有した光州センター及び釜山センターの2センターの計4センターから構成される。

市・邑・面において処理された家族関係登録簿等のデータは、電算情報中央管理所における複製機能を用いてリアルタイムに同期され、一日分の変動データは日次、全体データは週次でバックアップ作業が実施される。

バックアップセンターも兼ねる大法院電算情報センター及び大田電算情報センターがリアルタイムでデータを同期しているため、災害等が発生した場合には、センターを切り替えることで業務を継続することができる。大法院電算情報センター及び大田電算情報センターのデータが全て消失した場合には、バックアップ機能のみを有する光州センター及び釜山センターのバックアップデータを利用して復旧・回復を実施することになる。なお、万が一全てのセンターに障害が発生した場合には、韓国では全行政庁のデータを政府統合電算センターにて複製、管理しているため、それらのバックアップデータを利用して復旧・回復を実施することになる^[12]。

これほどのバックアップ体制の充実は、地政学的見地から、紛争等の蓋然性を高く見積り、設定した結果であると想定される。

以下に、家族関係登録電算情報に関連する組織及び電算情報中央管理所を構成する組織の所在地を示す。

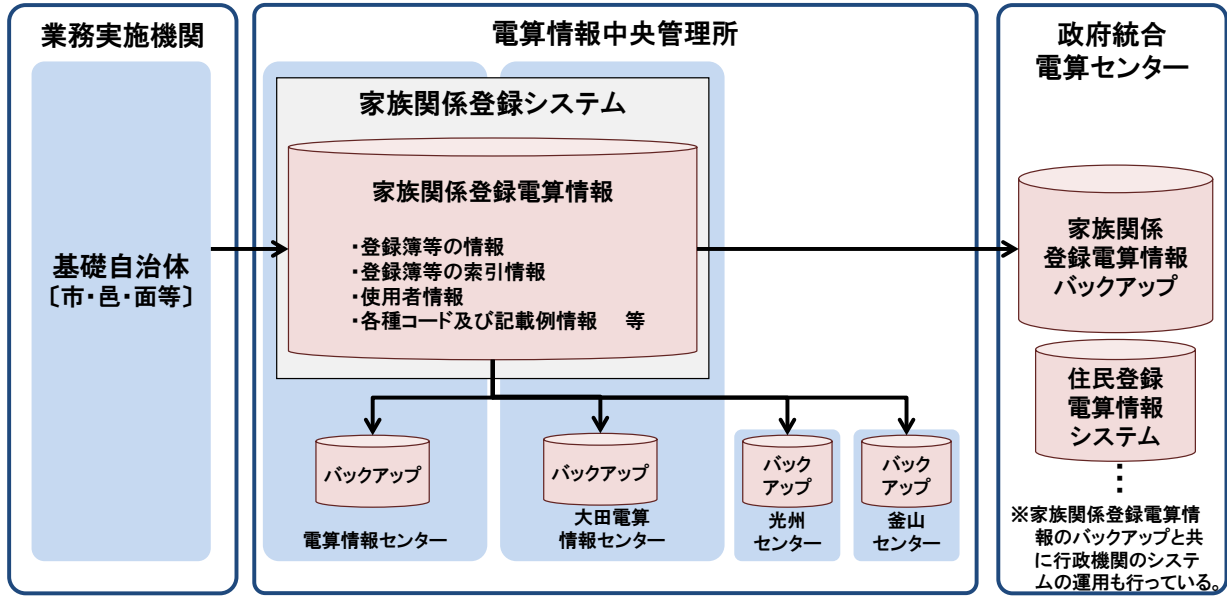


図 2 - 3 家族関係登録電算情報に関連する組織



図 2 - 4 電算情報中央管理所を構成する組織の所在地

(4) 家族関係登録手続の概要

家族関係登録制度で用いられる身分関係登録簿は家族関係登録簿のみである。この家族関係登録簿の記録事項及び制度の下での身分関係登録手続に関して整理する。

ア 家族関係登録簿の概要

まず、家族関係登録簿の記録事項を示した上で、旧来の戸籍制度と異なる点（登録本籍地，原簿概念の考え方，電算情報の保存期間）を整理する。

イ) 家族関係登録簿の記録事項の概要

家族関係登録簿は，個人の身分情報に関する記録事項を個人別に区分して，電算情報として管理するものとされている。法令により当該登録簿にて記録しなければならないとされている事項は以下のとおりである。

- ・登録基準地
- ・姓名（ハングル及び漢字），本¹，性別，出生年月日及び住民登録番号
- ・出生，婚姻，死亡など家族関係の発生及び変動に関する事項
- ・その他家族関係に関する事項として大法院規則で定める事項

これらを前提に，実際に家族関係登録簿に記録されている記録事項は，後記する家族関係登録簿の証明書における区分に合わせて，家族関係登録簿事項，特定登録事項，一般登録事項に区分されている。各記録事項の区分に記録される項目は以下のとおりである。

表 2 - 1 家族関係登録簿に記録される項目

記録事項の区分	記録される項目
家族関係登録簿事項	<ul style="list-style-type: none"> ・登録基準地の指定又は変更，訂正に関する項目 ・家族関係登録簿の作成又は閉鎖に関する項目
特定登録事項	本人，父母（養父母を含む），配偶者，子（養子を含む）に関する以下の項目 <ul style="list-style-type: none"> ・姓名（ハングル及び漢字） ・出生年月日 ・住民登録番号 ・性別 ・本
一般登録事項	出生から死亡に至るまで，法令によって本人の登録簿に記録する家族関係登録簿事項，特定登録事項以外の全ての身分変動に関する項目

イ) 本籍の代替概念「登録基準地」

¹氏族（男系血族）の祖先発祥の地名のことであり，「本貫」と呼ばれることもある。「本」に関する規定は民法に定められており，身分関係登録制度と密接な関係がある。ただし，「本」の性質から戸主制度とともに改善や廃止等の議論がされてきたが，家族関係登録制度の導入時において改正等はされず，当該概念は引き継がれた。

旧来の戸籍制度を廃止し、新たな身分関係登録制度を整備するに当たり、本籍の廃止に関する議論がなされが、前記の(ア)に示したように、家族関係登録制度では本籍の代替概念として登録基準地が導入された。

登録基準地が導入された背景には、家族関係登録制度では一人一人個別に家族関係登録簿が作成されるところ、特定登録事項に含まれる住民登録番号を検索キーとして用いることが想定されたが、住民登録番号が戸籍に記載され始めたのが1975年(昭和50年)からであったため、それ以前に編製され、その後戸籍記載がなされなかった戸籍については、住民登録番号が記載されておらず他の索引条件が必要となったことや、家族関係登録事務の効率性を向上させる策(事務の効率性向上の観点としては、各種の身分変更記録(申告書等)の管理地の明確化、在外国民登録事務の処理地の明確化、非訟事件の管轄法院決定基準地の明確化等がある)として活用することを狙って導入されたものである^{[13][14]}。

このように登録基準地は国民の実生活とは密接な関係はないものであるため、家族が全て同一登録基準地としなければならないものでもなく、また、国民はいつでもこれを変更することができる。このようなことから、登録基準地は戸籍制度での本籍の機能を踏襲しつつも、戸籍制度の改革理念を具現化するための新たな概念の導入であったとも考えられる。

(ウ) 家族関係登録簿における原簿概念

旧来の戸籍制度では、電算上に戸籍簿の概念を設定し、その原簿様式の謄本を発給する形態で個人の身分関係を公示・公証してきたが、この形態では電算上の戸籍簿様式をそのまま謄本により発給してしまうこととなり、必要な情報以外の個人の身分情報が公開されることになるため、個人情報保護の観点からふさわしくないと考えられていた。このような理由から、家族関係登録簿では原簿概念及びその様式を想定しないものとされ、証明書は、電算上の家族関係登録情報を証明書の様式に合わせて顕出したものであるとされている。

また、家族関係登録簿は国民一人一人に作成されるため、一個人に対する申告において家族関係の変動等により家族間の記録を反映する場合には、その関係する家族の登録簿も探し、処理をしなければならず、事務負荷の増大や錯誤や遺漏等の発生が危惧されたため、その解決策として、本人以外の他の家族の特定登録事項に関する情報は当該家族の家族関係登録簿の当該情報を電算上リンク(電算的相互連結)して使用することができるようにしている。

なお、2013年(平成25年)7月30日の家族関係登録法改正により、本人又は配偶者、父母、子は、担当機関にて家族関係登録簿等の電子的方法による閲覧が可能となっている。これは、国家機関等が保有する自己に係る情報の開示請求権を具現化したものであると捉えることもできる。

(エ) 家族関係登録簿等の電算情報の保存期間

電算情報中央管理所において保存又は管理する家族関係登録簿を含む電算情報の保存期間は、以下のとおりである。

表 2-2 家族関係登録電算情報の保存期間

家族関係登録電算情報の種類	保存期間
・家族関係登録簿 ・閉鎖登録簿	永久
・家族関係登録公務員名簿	80年
・家族関係登録事件受付帳	27年
・閲覧及び証明請求受付簿	2年

なお、大法院で保存する家族関係登録届出書類の保存期間は27年、基礎自治体で保存する登録不可であった申告等に係る特殊届出書類の保存期間は永年とされている。

イ 家族関係登録手続

家族関係登録簿に記録する登録機能に関して、家族関係登録事務の原則と登録手続の種類に分けて整理する。

(ア) 家族関係登録事務の原則

家族関係登録事務は、家族関係の発生及び変動事項の登録に関する申告等を受け付ける市（自治区を置く場合は区。以下同じ）・邑・面の長が処理する。届出は、書面及び口頭で行うことができ、届出によって効力が発生する登録事件に関して、届出事件本人が市・邑・面に出頭しない場合には、届出事件本人の身分証明書又は印鑑証明書を提示すると法律で定められており、また、旧来の戸籍制度での本籍地において戸籍事務を処理する「本籍地処理の原則」ではなく、申告等を受け付けた「申告地（受付地）処理の原則」が採用されている^[15]。これにより、戸籍制度であった本籍地以外の基礎自治体が受け付けた申告書を本籍地の基礎自治体に送付し、本籍地が処理するといった事務負担の軽減を図ることができたと想定される。

なお、例外として、在外国民の場合は在外公館での登録事務の処理はできないため、在外公館の長は、受け付けた申告書を登録基準地の市・邑・面の長に送付し、当該登録基準地で処理することと定められている。

(イ) 家族関係登録手続の種類

家族関係の発生及び変動事項の発生により必要となる家族関係登録手続は、国民からの申告だけでなく、その他の形態からも発生することがある。このように、家族関係登録簿に人の身分関係の記録が生ずる原因を記録事由という。家族関係登録制度における発生する記録事由は大きく分けて次の6つに分類することができる。以下にそ

の記録事由の概要について示す。

① 申告

家族関係登録簿は、大部分が申告によって記録されている。

申告は報告的申告と創設的申告に区分される。報告的申告とは申告と関係なく既に効力が発生した事実と、既に成立した法律関係に関して報告する申告をいう。一方で、創設的申告とは申告の受理によって身分関係の発生・変更・消滅の効力を生じさせる申告をいう。

さらに、報告的申告は固有の報告的申告と伝来の報告的申告に区分される。固有の報告的申告とは、事実の発生によって身分変動の効力が発生する場合における申告である。一方で、伝来の報告的申告とは、本来は創設的申告であるが、身分変動事由が裁判など特別の事情によって発生した際に、やむを得ず報告的申告によって家族関係登録簿を整理するしかない場合における申告のことである。

申告の区分と各区分に該当する代表的な申告の種類を以下に示す。

表 2-3 申告の区分と代表的な申告の種類

申告区分		代表的な申告の種類
大区分	小区分	
報告的申告	固有の報告的申告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出生申告 ・ 死亡申告 ・ 後見開始申告 ・ 後見終了申告 ・ 国籍喪失申告
	伝来の報告的申告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 裁判上の離婚申告 ・ 裁判上の認知申告 ・ 裁判上の離縁申告 ・ 親養子縁組申告
創設的申告	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 婚姻申告 ・ 協議離婚申告 ・ 任意認知申告 ・ 養子縁組申告 ・ 協議離縁申告

② 通報

通報は、申告に対して補充的に認められる記録事由であり、性質上、申告を期待できないもの又は公益上申告義務者による申告に依存できないものに対応する記録事由である。例えば、前者には、災難等による死亡通報や死刑執行又は獄死に基づく死亡通報がある。この場合、災難等による死亡ではその調査を実施した官公署が、

死刑執行又は獄死に基づく死亡ではその刑務所長が、法令に定められた事項を記載した通報書を用いて死亡地の基礎自治体に通報を行うことになる。また、後者には、国籍取得・帰化許可・国籍回復許可による国籍通報がある。この場合、法務部長官は法令に定められた事項を記載した通報書を用いて該当者が定めた登録基準地に通報を行うことになる。

③ 申請

申請は、市・邑・面の長に対し、違法又は錯誤による家族関係登録簿の訂正を求める行為であり、法律で定められる家族関係登録簿訂正申請が代表的な例である。違法又は錯誤による家族関係登録簿の記録を訂正するに当たっては、判決や家族関係登録簿訂正許可決定を受けて、市・邑・面の長に対して訂正申請を実施する。

④ 証書の謄本等

外国にいる韓国国民が、当該外国の方式によって実体的な創設的身分行為（婚姻等）を行い、その国の権限ある機関で作成された証書の謄本を在外公館の長や事件本人の登録基準地である市・邑・面の長に提出した場合には、家族関係登録簿に記録する。

また、同様のケースとして、航海中に出生があったときには、船長は必要事項を航海日誌に記載し署名又は記名押印する。その後、韓国の港に到着したときには、船長は出生に関する航海日誌の謄本をその到着地の市・邑・面の長に提出しなければならない。提出された基礎自治体では当該航海日誌の謄本に基づき家族関係登録簿に記録する。外国の港に到着したときには、船長は遅滞なく航海日誌の謄本をその地域を管轄する在外公館の長に発送し、在外公館の長は遅滞なく外交通商部長官を経由してこれを登録基準地の市・邑・面の長に発送しなければならない。

⑤ 家庭法院の裁判書・嘱託書

裁判書とは、市・邑・面の長の違法・不当な処分に対し、当事者から不服申立てがあった場合には、家庭法院が家族関係登録簿の記録を命じたものをいう。また、家庭法院は、大法院規則で定める判決又は審判が確定し、又は効力が発生したときには、大法院規則が定めるところにより、遅滞なく家族関係登録事務を処理する者に対し、家族関係登録簿の記録を嘱託しなければならないとされている。このように、家庭法院の裁判書・嘱託書が家族関係登録簿への記録事由とされている。

⑥ 家族関係登録公務員による職権

申告義務者が申告をせず、又は家族関係登録簿訂正申請をしない場合には、家族関係登録公務員が職権で家族関係登録簿の記録を行うことができる。

家族関係登録公務員の職権記録は、申告に代わる職権記録と家族関係登録訂正申請に代わる職権記録に区分される。申告に代わる職権記録は、原始的に家族関係登

録簿の記録を職権で行う場合である。家族関係登録訂正申請に代わる職権記録は、家族関係登録簿に一旦記録された家族関係登録簿の記録を事後的に訂正する場合である。

(ウ) 家族関係登録簿の閉鎖

家族関係登録制度における家族関係登録簿の登録に対して、旧来の戸籍制度における除籍や抹消に該当する概念を家族関係登録簿の閉鎖という。具体的に家族関係登録簿が閉鎖される代表的なケースを以下に示す。

- ・ 死亡，失踪宣告，不在宣告
- ・ 国籍離脱，国籍喪失
- ・ 家族関係登録簿の二重作成
- ・ 錯誤又は不適法による作成
- ・ 訂正された家族関係登録簿が利害関係人に顕著に不当であると認められた再作成

(5) 家族関係等の公証手続の概要

家族関係登録制度での個人の身分関係を公示・公証するために発給する証明書は、家族関係登録情報資料から必要事項のみを証明書様式に顕出する方式としており、発給する証明書を「家族関係証明書」「基本証明書」「婚姻関係証明書」「養子縁組関係証明書」及び「親養子縁組関係証明書」の5種類としている^[16]。

なお、2009年（平成21年）12月29日の家族関係登録法改正において、これまで婚姻関係証明書における離婚事項を始め、個人の身分変動に係る内容全てが証明書に顕出されるため、個人の情報保護又はプライバシー保護の観点から問題があったことから、一部事項証明書が新たに導入された。

ア 家族関係登録情報に関する証明書の種類と記録事項

個人の身分関係を公示・公証するために発給する5種類の証明書（家族関係証明書，基本証明書，婚姻関係証明書，養子縁組関係証明書，親養子縁組関係証明書）について，その証明書の位置付けと記録事項について整理する。また，各証明書の一部事項証明書で除かれる関連事項についても併せて示す。

(ア) 家族関係証明書

家族関係証明書は、本人と家族の身分関係を証明するためのものであり、本人の登録基準地欄と本人及び家族の特定登録事項欄だけが存在するのが原則である。本人を基準に、父母（養子縁組の場合には、養父母と父母。）、配偶者、子（養子を含む。）が記載され、これらの特定登録事項（姓名、性別、本、出生年月日、住民登録番号）が記載される。家族関係証明書の一部事項証明書では、婚姻、死亡した子等に関連する事項を除いて作成される。

以下に家族関係証明書の様式を示す。

家族関係証明書					
登録基準地		ソウル特別市永登浦区汝牟島洞1番地の1234			
区分	氏名	生年月日	住民登録番号	性別	本
本人	김본인(金本人)	1965年01月01日	650101-1234567	男	金海
家族事項					
区分	氏名	生年月日	住民登録番号	性別	本
父	김일남(金一男)	1941年02月01日	410201-1555555	男	金海
母	이일녀(李一女)	1938年03月01日	380301-2333333	女	全州
養父	김양부(金養父)	1940年04月01日	400401-1333333	男	金海
養母	이양모(李養母)	1942年04月02日	420402-2222222	女	全州
配偶者	박여인(朴女人)	1968年02月02日	680202-2345678	女	密陽
子	정이군(鄭二君)	1973年11月20日	731120-1234566	男	全州
子	김일순(金一順)	1990年01月01日	900101-2777777	女	金海
子	김순희(金順喜)	1995年11月11日	951111-2888888	女	金海
	死亡				
子	김상준(金上樽)	1999年05月08日	990508-1325656	男	金海
<p>上記家族関係証明書は、家族関係登録簿の記録事項と相違ないことを証明します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>○○市（邑・面）長 ○ ○○ 職印</p>					

図 2 - 5 家族関係証明書（様式）

(イ) 基本証明書

基本証明書は、家族関係登録簿の基本になる証明書であり、本人に関する基本的な登録事項である、本人の登録基準地、姓名、性別、本、出生年月日、住民登録番号の特定登録事項、出生、死亡、国籍喪失・取得及び回復等の一般登録事項が記載される。基本証明書の一部事項証明書では、国籍回復、改名等に関連する事項を除いて作成される。

以下に基本証明書の様式を示す。

基本証明書					
登録基準地	ソウル特別市永登浦区汝牟島洞1番地の1234				
区分	詳細内容				
作成	【家族関係登録簿作成日】2008年01月01日 【作成事由】家族関係の登録等に関する法律付則第3条第1項				
変更	【変更日】2008年01月03日 【前登録基準地】ソウル特別市冠岳区奉天洞100番地の3 【処理官署】ソウル特別市永登浦区				
区分	氏名	生年月日	住民登録番号	性別	本
本人	김본인(金本人)	1965年01月01日	650101-1234567	男	金海
一般登録事項					
区分	詳細内容				
出生	【出生の場所】ソウル特別市中区明洞1234番地 【届出日】1968年02月15日 【届出人】父				
国籍回復	【国籍回復許可日】1975年01月02日 【国籍回復前の国籍】米国 【届出日】1975年01月03日 【届出人】김일남 【送付日】1975年01月03日 【送付者】ソウル特別市冠岳区庁長				
改名	【改名許可日】1976年02月02日 【許可法院】ソウル家庭法院 【届出日】1976年02月05日 【届出人】김일남 【改名前の名】철수 【改名後の名】본인				
訂正	【職権訂正書作成日】2008年03月01日 【訂正日】2008年03月01日 【訂正前の住民登録番号】650101-1234578 【訂正後の住民登録番号】650101-1234567 【処理官署】ソウル特別市永登浦区				
上記基本証明書は、家族関係登録簿の記録事項と相違ないことを証明します。					
年 月 日					
○○市(邑・面)長 ○ ○○ 職印					

図2-6 基本証明書(様式)

(ウ) 婚姻関係証明書

婚姻関係証明書は、婚姻に関連する身分変動事項を証明するものであり、本人の婚姻・離婚に関する事項と配偶者の姓名訂正又は改名に関する事項が記載される。記載事項は、本人の登録基準地、姓名、性別、本、出生年月日、住民登録番号の特定登録事項、配偶者の姓名、性別、本、出生年月日、住民登録番号の特定登録事項、婚姻及び離婚に関する一般登録事項である。婚姻関係証明書の一部事項証明書では、婚姻取消し、離婚等に関連する事項を除いて作成される。

以下に婚姻関係証明書の様式を示す。

婚姻関係証明書					
登録基準地		ソウル特別市永登浦区汝牟島洞1番地の1234			
区分	氏名	生年月日	住民登録番号	性別	本
本人	김본인(金本人)	1965年01月01日	650101-1234567	男	金海
婚姻事項					
区分	氏名	生年月日	住民登録番号	性別	本
配偶者	박여인(朴女人)	1968年02月02日	680202-2345678	女	密陽
区分	詳細内容 ^(注1)				
婚姻	【届出日】1986年01月01日 【配偶者】진여인				
離婚	【協議離婚届出日】1987年04月04日 【配偶者】진여인				
婚姻	【届出日】2008年02月01日 【配偶者】박여인 【配偶者の住民登録番号】680202-2345678 【処理官署】ソウル特別市中区				
上記婚姻関係証明書は、家族関係登録簿の記録事項と相違ないことを証明します。					
年 月 日					
○○市(邑・面)長 ○ ○○ 職印					
(注1) 2008年1月1日以降届けられた事件については、記録後、処理官署の表示をしなければならぬ(登録規則45条、51条参照)。					

図2-7 婚姻関係証明書(様式)

(エ) 養子縁組関係証明書

養子縁組関係証明書は、養子縁組に関連する身分変動事項を証明するものである。記載事項は、本人の登録基準地、姓名、性別、本、出生年月日、住民登録番号の特定登録事項、実父母・養父母又は養子の姓名、性別、本、出生年月日、住民登録番号の特定登録事項、養子縁組及び養子離縁に関する一般登録事項である。養子縁組関係証明書の一部事項証明書では、養子縁組取消し等に関連する事項を除いて作成される。以下に養子縁組関係証明書の様式を示す。

養子縁組関係証明書					
登録基準地		ソウル特別市永登浦区汝牟島洞1番地の1234			
区分	氏名	生年月日	住民登録番号	性別	本
本人	김본인(金本人)	1965年01月01日	650101-1234567	男	金海
養子縁組事項					
区分	氏名	生年月日	住民登録番号	性別	本
養父	김양부(金養父)	1940年04月01日	400401-1333333	男	金海
養母	이양모(李養母)	1942年04月02日	420402-2222222	女	全州
養子 ^(注2)	정이군(鄭二君)	1973年11月20日	731120-1234566	男	全州
養子	김상준(金上樽)	1999年05月08日	990508-1325656	男	金海
区分	詳細内容 ^(注3)				
養子縁組	【届出日】1995年01月03日 【養子】정이군				
養子縁組	【届出日】1997年03月10日 【養父】김양부 【養母】이양모				
養子縁組	【届出日】2008年01月03日 【養子】김상준 【養子の住民登録番号】990508-1325656 【処理官署】ソウル特別市中区				
<p>上記養子縁組関係証明書は、家族関係登録簿の記録事項と相違ないことを証明します。</p> <p>ただし、親養子縁組関係については、親養子縁組関係証明書にのみ表示します。</p>					
年 月 日					
○○市(邑・面)長 ○ ○○ 職印					
<p>(注2) 本人が養子である場合は、この欄の上に養父母の欄が設けられ、養父母の氏名が記載される。</p> <p>(注3) 在外公館に家族関係登録届を出した場合には、在外公館から送付され、国内の家族関係登録官署が受け付けた日付および送付者である在外公館長の職名が追加記録される(登録規則51条)。</p>					

図 2 - 8 養子縁組関係証明書 (様式)

(カ) 親養子縁組関係証明書

親養子縁組関係証明書は、親養子縁組（日本の特別養子縁組に相当する。）に関連する身分変動事項を証明するものである。記載事項は、本人の登録基準地、姓名、性別、本、出生年月日、住民登録番号の特定登録事項、実父母・養父母又は親養子の姓名、性別、本、出生年月日、住民登録番号の特定登録事項、養子縁組及び養子離縁に関する一般登録事項である。親養子縁組関係証明書の一部事項証明書では、親養子縁組取消し等に関連する事項を除いて作成される。

以下に親養子縁組関係証明書の様式を示す。

親養子縁組関係証明書					
登録基準地	ソウル特別市永登浦区汝牟島洞1番地の1234				
区分	氏名	生年月日	住民登録番号	性別	本
本人	김본인(金本人)	1965年01月01日	650101-1234567	男	金海
親養子縁組事項					
区分	氏名	生年月日	住民登録番号	性別	本
親養子 <small>(注4)</small>	김순희(金順喜) 死亡	1995年11月11日	951111-2888888	女	金海
区分	詳細内容 ^(注5)				
養子縁組	【親養子縁組裁判確定日】2008年03月02日 【決定法院】ソウル市家庭法院 【親養子】김순희 【親養子の住民登録番号】951111-2888888 【届出日】2008年04月03日 【届出人】김본인 【処理官署】ソウル特別市永登浦区				
上記親養子縁組関係証明書は、家族関係登録簿の記録事項と相違ないことを証明します。					
年 月 日					
○○市(邑・面)長 ○ ○○ 職印					
(注4) 本人が親養子である場合には、この欄の上に養父母の氏名が記載される。 (注5) 届出人の住所登録番号は記載しない。					

図2-9 養子縁組関係証明書(様式)

イ 家族関係登録情報の公証手続

個人の身分関係を公示・公証するために発給する証明書の交付申請手続を整理する。

なお、家族関係の発生及び変動事項に関する登録及びその証明に関する事務は大法院が管掌するとされているところ、大法院長は市・邑・面の長に当該事務の処理に関する権限を委任し、市・邑・面の長は自己の責任の下に自己の名で当該事務を処理する。また、韓国在外公館の長は、代行者として法令が定める一部の業務を自己の責任の下に自己の名で処理することができるのとされているところ、証明に関する事務のうち、交付申請の受付と交付事務については在外公館の長が処理するが、発給事務については、電算情報中央管理所の電算運用責任官の責任の下に電算運用責任官の名で処理する。

(ア) 交付申請

公証手続に関する交付申請での申請人、申請事由、証明書の発給方法に関しては、以下のとおりである。

① 申請人

本人又は配偶者、直系血族、兄弟姉妹は、手数料を納付し証明書の交付を請求することができる。代理人が請求する場合には、本人等の委任を受けなければならない。ただし、以下の場合には、本人等でなくても、本人等の委任なくして交付を申請することができる。

- ・ 国家機関又は公共機関等が職務上の必要性から文書で申請する場合
- ・ 訴訟、非訟、民事執行の各手続で必要な場合
- ・ 他の法令で本人等に関する証明書を提出するよう要求される場合
- ・ 民法上の法定代理人、債券・債務の相続に関連して相続人の範囲を確認するために登録事項別証明書の交付が必要な者
- ・ 公益目的上合理的理由がある場合で大法院例規が定める者

一方で、市・邑・面の長が申請書を受け付ける際には、申請人が申請書の申請欄に記載された者と一致するか否かを身分証明書により確認しなければならない。また、代理人が請求する場合には、委任者及び申請者の申請人欄に記載された申請人（代理人）の身分を確認しなければならないことが法律で義務付けられている。

② 申請事由

交付申請は、申請書にその申請する事由を記載して提出しなければならない。国家機関又は公共機関等が登録事項別証明書を請求する場合には、対象者ごとに証明書が必要な理由を具体的に明示しなければならない。また、本人、配偶者、直系血族以外の者が家族関係証明書の交付を受けようとする場合には、家族関係証明書が必要な理由を明らかにしなければならない。

一方で、市・邑・面の長は、交付請求が対象者の私生活の秘密を侵害するなど不当な目的によることが明らかであると認められたときには、証明書の交付を拒否す

ることができる。不当な目的であるかどうかの判断は、申請人欄と申請事由欄の記載及び疎明資料の内容で判断する。

③ 証明書の発給方法

各証明書の発給方法としては、市・邑・面の事務所での申請・発給のほか、無人証明書発給機、インターネット（電子家族関係登録システム）の利用による方法がある。

市・邑・面の事務所に出頭しての交付申請は、いずれの市・邑・面でもすることができ、市・邑・面の長が自己の責任の下に自己の名で交付申請の受付、証明書の発給、交付を処理する。なお、窓口での交付手数料は1通あたり1000ウォン（日本円：約100円〔2016年2月1日現在〕）となっている。

市・邑・面の長は、無人証明書発給機を用いて本人に対してのみ証明書の交付事務を処理することができることされており、申請人は、本人の指紋及び住民登録番号により本人確認を行ったうえで、証明書の発給を申請することができる。無人証明書発給機は、国民の便宜のために、官公署や地下鉄の駅など様々な場所に設置されており、その無人証明書発給機が設置されている市・邑・面の長が自己の責任の下に自己の名で発給業務を処理している。なお、交付手数料は1通あたり500ウォン（日本円：約50円〔2016年2月1日現在〕）となっている。

インターネットについては、電算情報中央管理所の電算運用責任官の担当となる。申請人は、インターネット上で公認認証書（公的機関の発行する電子証明書）により本人確認を行った上で、証明書の発給を申請することができる^[17]。本人以外には配偶者、父母、子が申請することができる。また、証明書は、申請人のプリンター機で印刷することになるが、偽造等の対策として、見えない文字の印字や特別なスキャン装置を利用した証明書の内容確認の仕組みを採用している。なお、インターネットでの交付手数料は無料となっている。

(イ) 親養子縁組関係証明書交付の特例

親養子縁組関係証明書の交付については、他の証明書の場合より一層厳格な制限を加え、親養子の福祉を優先している。親養子縁組関係証明書の交付を請求することができる場合は、以下に限定される。

- ・親養子が成年になって申請する場合
- ・婚姻当事者が民法第809条規定の親族関係を把握しようとする場合
- ・法院の事実照会嘱託があるか捜査機関が捜査上の必要により文書で申請する場合
- ・その他大法院規則が定める場合

(ウ) 閉鎖登録簿及び除籍簿・抄本に対する登録事項別証明書の発給

登録事項別証明書の発給に対する規定は、閉鎖登録簿に関する証明書の交付の場合に準用される。除籍簿の閲覧及び謄・抄本の交付を請求するときにも、家族関係登録

例規第278号「登録事項別証明書の発給等に関する事務処理指針」第1章「総則」及び第2章「在外国民及び外国官公署に対する登録事項別証明書送付方法」の規定が準用される。

(6) 家族関係登録制度のまとめ

ここまで、韓国における家族関係登録制度について、その概観と登録手続、公証手続を整理した。これらを踏まえると、2008年（平成20年）に戸主単位で管理された戸籍制度が廃止され、個人単位で登録簿を管理する制度に移行したことにより、日本の戸籍制度に近接しつつも、異なる制度が運用されているといえる。

日本の戸籍制度と韓国の家族関係登録制度について主だった事項を比較すると以下のとおりとなる。

表2-4 日本の戸籍制度と韓国の家族関係登録制度との比較

比較項目	日本（戸籍制度）	韓国（家族関係登録制度）
制度類型	関係登録制	関係登録制
編製単位	家族（夫婦、未婚の子）	個人
所掌又は管掌機関	（所掌事務として） 法務省、法務局又は地方法務局 （分掌）	（管掌事務として） 大法院
業務実施機関等	市区町村 ² 長（法定受託事務としての執行権限）	市・邑・面の長（事務処理権限の委任）
関与又は監督機関等	法務大臣、法務局又は地方法務局の長（法定関与）	家庭法院又は地方法院の長（監督権の委任）
身分関係登録制度事務に係るシステム管理	市区町村ごとの管理	大法院による一元管理
登録簿	戸籍簿（原簿概念有り）	家族関係登録簿（原簿概念無し）
登録事務	本籍地の市区町村長	申告地（受付地）の市・邑・面の長
証明書	戸籍又は除籍の ・全部事項証明書（謄本） ・一部事項証明書（抄本又は記載事項証明書）	・家族関係証明書 ・基本証明書 ・養子縁組関係証明書 ・親養子縁組関係証明書 ※従前の戸籍法による除籍等については、従前の戸籍法の規定に従った除籍謄抄本等
共通番号の記載有無	無	有

² 区は、都の特別区及び政令指定都市の行政区。

3 韓国の共通番号制度

韓国では1968年（昭和43年）から共通番号制度として住民登録番号を導入した住民登録制度を運用している。

ここでは、制度の概観を示した上で、利用される住民登録番号及び当該番号を用いた情報連携について整理する。

(1) 住民登録制度の概要

韓国で運用されている住民登録制度の概観を把握するため、制度の概要（制度の概要、利用目的、所管官庁及び業務実施機関、番号の利用範囲）を示す。

ア 基本情報

住民登録制度は、1962年（昭和37年）に施行された住民登録法を根拠法とする制度であり、国民一人一人に生涯不変を原則とする13桁の住民登録番号を付与している。また、国内居住者には17歳到達時に身分証明カードである住民登録証の発給を義務付けている^[18]。

韓国の行政機関では事務処理において住民登録番号を活用するとともに、基礎自治体の業務で利用する業務システムについては標準化が進められていることから、庁内業務間での情報連携も実現されている。加えて、行政機関間については情報連携基盤（行政情報共同利用センター）が整備されているため、住民登録番号を利用した情報連携が実現している。

共通番号制度のモデル類型は一般的に「フラットモデル」「セパレートモデル」及び「セクトラルモデル」の3つ（本報告書末に《参考情報》として各モデルの概要を記載。）に分類されるが、韓国の制度は「フラットモデル」（行政分野横断的な共通番号を付与し、行政分野にまたがった情報連携等の円滑化による行政事務の効率化や、IDカードの一元化等で国民の利便性を図るモデル。）に該当する。

以下に、韓国の住民登録制度をモデルとしたフラットモデルの概要を示す。

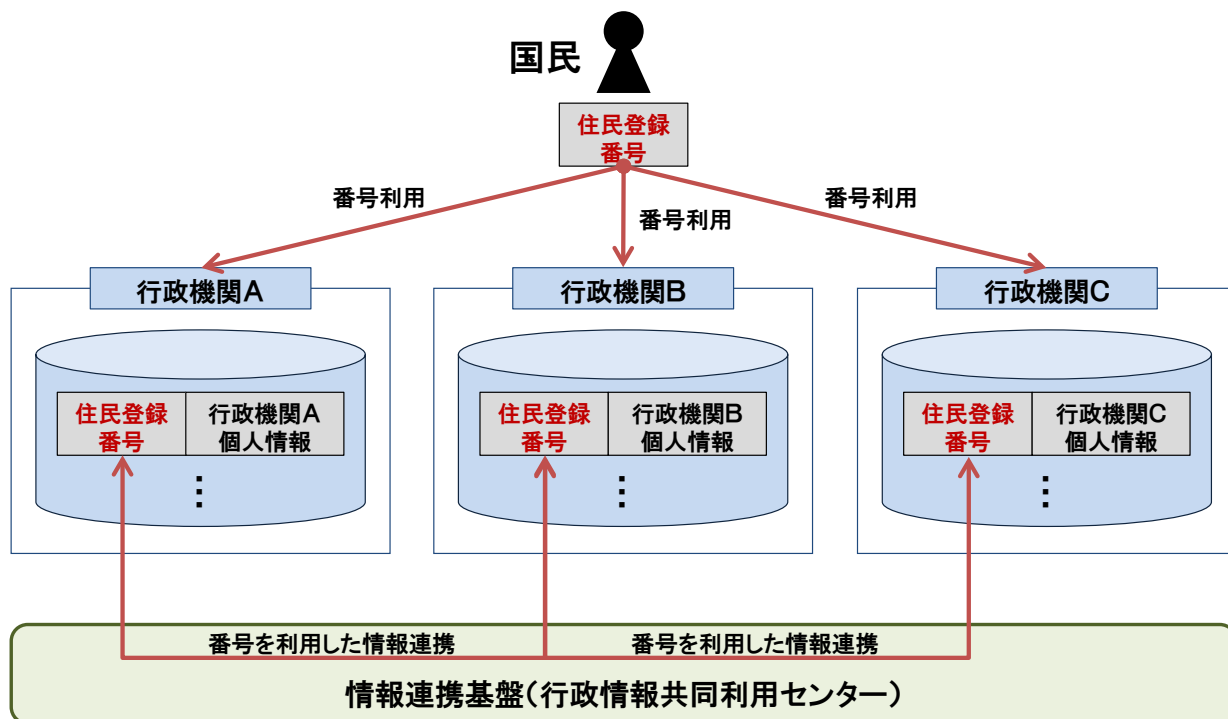


図 3-1 韓国の住民登録制度をモデルとしたフラットモデルの概要

イ 利用目的

住民登録制度は1962年の導入以降、法令の改正が重ねられ現在に至っている。その中で、1968年5月の改正において、住民登録番号に関する条項が規定されることにより、住民登録番号を中心した住民登録制度が整備された。このように整備された住民登録制度において、住民登録番号は次の2つの目的のために利用されている^[19]。

(ア) 韓国国内の居住者の識別及び身分の確認

韓国国内における社会環境や生活環境の変化による人口の流動の活発化に対応するため、住民登録番号を導入し、行政機関等での国内居住者の識別及び身分の確認を確実なものとするを目的としたものである。

なお、住民登録番号は、韓国国籍をもつ者に付与されるものであって、外国人にあっては、外国人登録番号が付与される。

(イ) 行政サービスの向上及び行政事務の効率化

1977年12月の法改正により、世帯単位の住民登録簿（居住者の登録事項を管理する簿冊）に加えて、個人単位の住民登録簿を住民登録番号で管理する住民登録簿を編製する条項が規定されたことを背景に、電子行政における行政情報の共有の基盤として、一個人を識別するためのキー情報としての住民登録番号を活用することで、行政サービスの向上や行政事務の効率化を図ることを目的としたものである。

住民登録制度は1962年以前にあった寄留制度を活用したものであり、1962

年の住民登録法の施行に当たって、従前の寄留簿から住民登録簿への移行及び編製が行われている。住民登録制度では、従前の寄留制度における住所地と寄留地が異なること（寄留制度では、本籍地以外の場所に居住するものを対象とし、また、住所地以外の寄留を認めていたため。）に起因する住民の居住動態の把握における欠点を解消し、戸籍制度における本籍地以外の場所に居住するか否かを問わず住民登録を義務付けることで、正確な住民の居住動態の把握を実現した。

「2 韓国の身分関係登録制度」で示したとおり、韓国においては、2008年1月に戸籍制度は廃止され、その後継の家族関係登録制度が運用されているが、1962年の住民登録法施行から運用されている住民の居住動態の把握を目的とした住民登録制度と、一定の親族範囲における各自の出生から死亡までの身分上の変動を把握することを目的とした身分関係登録制度が、それぞれの目的のために別制度として現在もともに運用されている。

ウ 所管官庁及び業務実施機関

住民登録制度の所管官庁及び業務実施機関は、中央行政機関である行政自治部及び基礎自治体である。行政自治部では住民登録制度全般に係る政策立案、制度の運用・統括、基礎自治体等の指揮監督（居住者の異動に伴う基礎自治体間の住民登録情報の連携、住民登録番号の採番や訂正に関して疑義のある場合の指導等）を所管し、基礎自治体である市、郡、自治区では住民登録制度の事務（住民登録番号の採番、住民登録簿の管理及び保存、住民登録証（住民登録制度における身分証明書）の発給等）を所管する。住民登録番号に関する実務は基礎自治体の邑、面、洞にて実施しており、住民登録番号の管理は基礎自治体への出生や死亡等の申告に基づき行われる。また、各基礎自治体で処理された住民登録に関する情報は行政自治部においても一元的に管理される。

エ 住民登録番号の利用範囲

住民登録番号は年金や医療、税務等の多様な行政サービスにおいて利用されている。また、民間企業においても本人の識別子として利用しているが、2014年8月に改正された「個人情報保護法」の施行に伴い、法的根拠がない場合には、住民登録番号を収集する行為は禁止することとされた。

(2) 住民登録番号の概要

ここでは、住民登録制度における住民登録番号に着目し、当該番号の付番対象、その管理簿、番号の特徴・構成、番号の付番・変更・廃止に関するルール、身分証明書について整理する。

ア 住民登録番号の付番対象

住民登録番号は国内に居住する者に付与される。また、「住民登録番号」と同種の番号として、国内に90日以上居住する外国人には、出入国管理事務所における滞在資格審

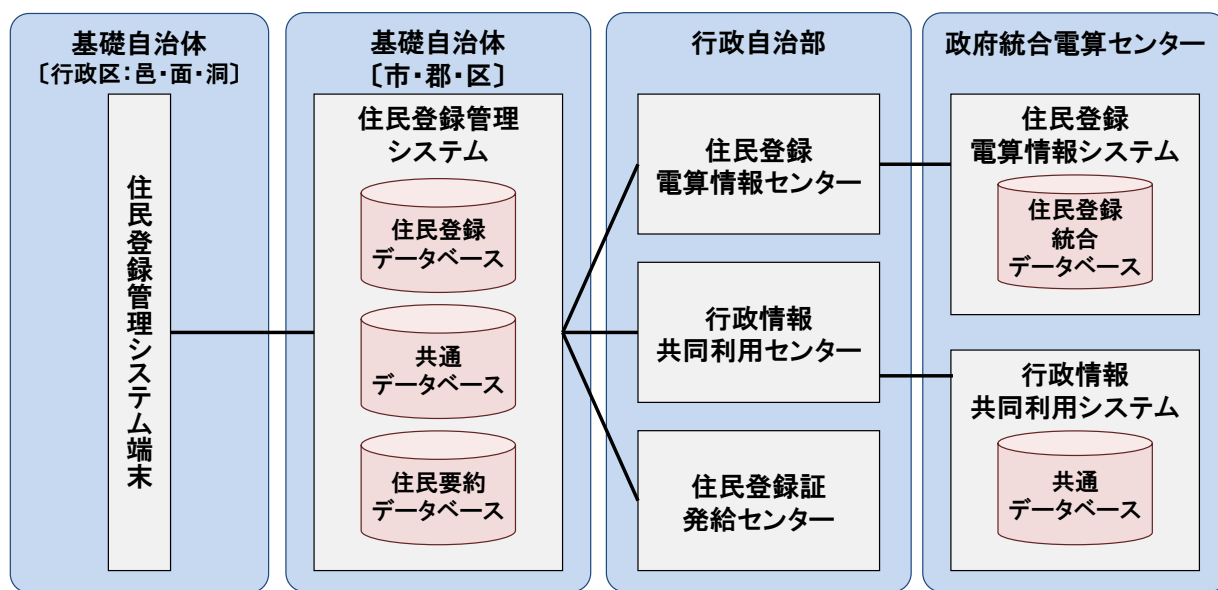
査の上で「外国人登録番号」が付与される〔20〕。

イ 管理簿

住民登録番号は、住民登録制度の事務を所管する基礎自治体が「住民登録票ファイル（住民管理簿）」で管理する。住民登録票ファイルとは、居住者の登録事項を個人別、世帯別住民登録票情報及び世帯別索引により構成する住民登録データベースのことを指す。居住者からの申告は基礎自治体の行政区である邑、面、洞に設置される端末から入力され、当該データベースを保有する住民登録管理システムで管理される。

また、基礎自治体の住民登録管理システムで管理される住民登録票ファイルのデータは、行政自治部の住民登録電算情報センターに連携され、管理も行われる。住民登録電算情報センターは、全国の住民登録票を統合して管理し、住民登録証発給センターでの住民登録証の発給業務や、行政サービスにおいて他基礎自治体に居住する住民の住民登録票情報が必要な場合の提供業務等を提供している。なお、住民登録電算情報センターの業務を担う住民登録電算情報システムは政府統合電算センターに設置されている〔21〕〔22〕。

以下に、韓国における住民登録データベースに関連するシステムの概要を示す。

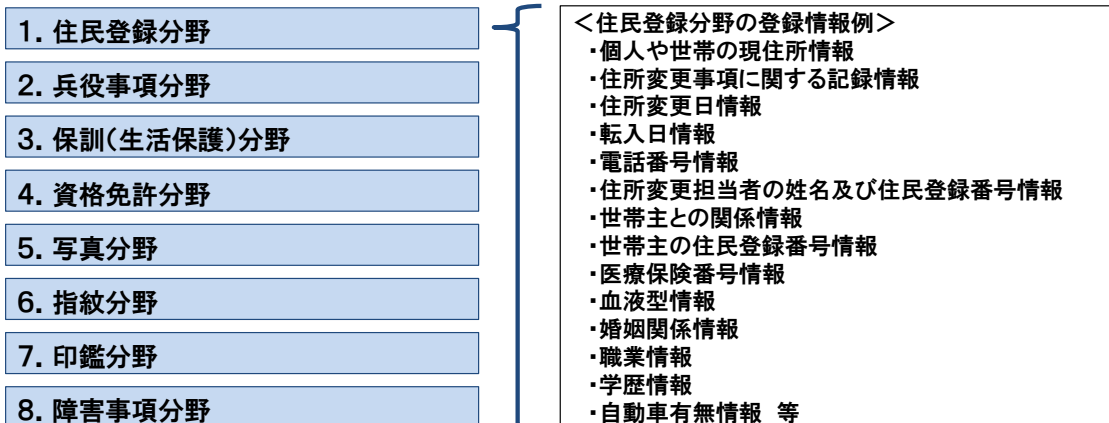


※「国民ID制度に関する諸外国の事例調査結果」（内閣官房情報通信技術担当室（IT担当室）、平成23年3月）を参考に作成

図3-2 住民登録データベースに関連するシステム

住民登録データベースでは住民に関する8分野、78事項の情報を管理している。以下に登録されている8分野及び住民登録分野における登録情報例を示す。

【住民登録データベースで保有する住民に関する八分野】



※「国民ID制度に関する諸外国の事例調査結果」(内閣官房情報通信技術担当室(IT担当室), 平成23年3月)を参考に作成

図 3-3 住民登録データベースで保有する住民に関する 8 分野

ウ 住民登録番号の特徴及び構成

住民登録番号は、行政機関に対する手続で申請書への記入や電子申請における入力が必要とされることから、いわゆる「見える番号」である。

また、住民登録番号は13桁であり、番号の構成は以下のとおりである^[23]。

番号の構成 : $A_1 A_2 A_3 A_4 A_5 A_6 - B_1 C_1 C_2 C_3 C_4 D_1 E_1$

- ・ $A_1 \sim A_6$: 生年月日を、年(西暦下二桁)、月、日の順に表す。
- ・ B_1 : 生まれた年代(世紀)ごとの性別コードを表す。
 - 1800年代(十九世紀) 生まれの男性は9, 女性は0
 - 1900年代(二十世紀) 生まれの男性は1, 女性は2
 - 2000年代(二十一世紀) 生まれの男性は3, 女性は4
 - 1900年代(二十世紀) に外国で生まれた男性は5, 女性は6
 - 2000年代(二十一世紀) に外国で生まれた男性は7, 女性は8
- ・ $C_1 \sim C_4$: 住民登録番号を付与した地域番号で、出生等の申請した地域を表す。(※全国の基礎自治体の行政区である邑、面、洞別の固有番号)
- ・ D_1 : 出生申請をした役所で同日出生者を男女別に分け、申請順番に1番から付番するシリアル番号を表す。
- ・ E_1 : 上記の番号が構成されているかを検証するために、12桁の番号を一定の公式に代入して算出したチェック番号(チェックディジット)を表す。

エ 住民登録番号の付番・変更・廃止に関するルール

住民登録制度では、住民登録番号の付番・変更・廃止に関するルールについて取決められている。以下に当該ルールの内容について示す。

(ア) 住民登録番号の付番

住民登録番号は新規住民登録時により付番される。新規住民登録が発生するケースは、出生時、帰化等の登録申告が必要となる時が主なケースである。出生時での付番は出生届の提出により住民登録の事務も併せて実施されるため、住民登録申告書の提出は不要である。一方で、帰化等の新たに韓国国籍を取得する場合には、新規住民登録に必要な住民登録申告書を提出する必要がある。

家族関係登録制度では「申告地（受付地）処理の原則」により、出生届を受け付けた基礎自治体で出生届に基づく家族関係登録システムへの登録処理が実施され、その後、通知された居住地基礎自治体にて当該自治体で運用する住民登録管理システムでの登録処理及び住民登録番号の付番等を実施し、住民登録番号は登録基準地の基礎自治体に通知され、当該基礎自治体において家族関係登録システムへの登録が行われる。

出生届の場合における住民登録事務に係る行政機関と業務システムの概念図を以下に示す。

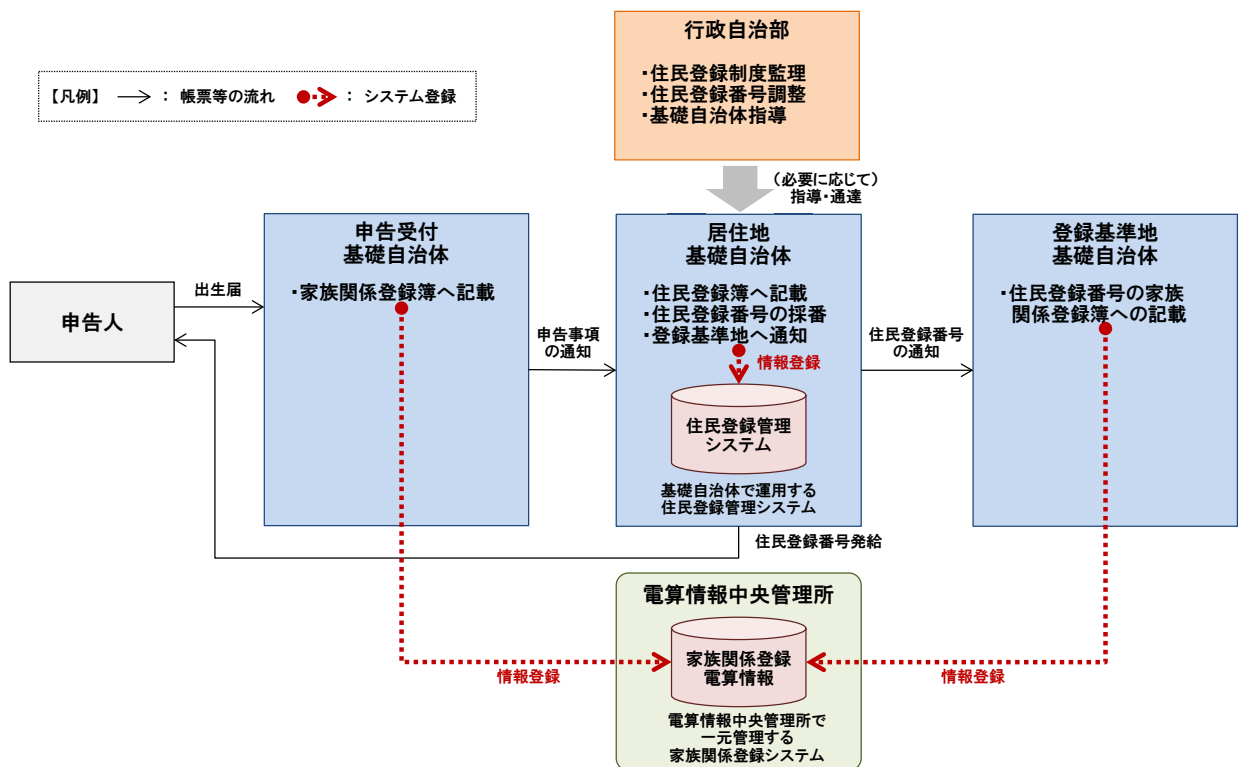


図 3-4 住民登録事務に係る行政機関と業務システム（出生届の場合）

(イ) 住民登録番号の変更

住民登録番号は生涯不変な固有の番号であり、原則変更はできない。しかし、住民登録事項に訂正事項がある場合や住民から住民登録番号の過誤の訂正申請を受けた場合、住民登録番号に過誤があることを発見した場合には、基礎自治体は住民登録番号を訂正することになる。

(ウ) 住民登録番号の廃止

住民登録番号は死亡、失踪、外国への移住等の理由による、住民からの住民登録の抹消申告により失効する。

オ 身分証明書

住民登録番号に伴う身分証明書に住民登録証がある。国内居住者は17歳到達時に住民登録証の発給申請を行う義務を負い、その後は常時携帯し、行政機関等からの求めがあった場合には提示する必要がある。現在の住民登録証はプラスチックカード形態であり、以下の事項が券面に記載される。

- ・氏名
- ・住民登録番号
- ・住所
- ・顔写真
- ・指紋
- ・血液型（本人が希望する場合）
- ・住所変更事項
- ・住民登録機関
- ・発行日

なお、韓国政府では現在の住民登録証における偽造・変造を防止し、個人情報流出を防止することを目的として、ICカード形態の新しいカードの導入を目指した計画を進めている状況である。新しいICカード形態の住民登録証には、以下の事項を券面に記載し、ICチップ内に格納することを計画しているが、現時点ではまだ検討中の段階であり、詳細の仕様の確定には至っていない。

【住民登録証の券面記載事項】

- ・氏名
- ・住民登録番号
- ・住所
- ・国外移住の国民表示
- ・生年月日
- ・性別
- ・顔写真
- ・指紋
- ・住民登録機関
- ・発行日
- ・発行番号
- ・有効期限

【住民登録証のICチップ内格納事項】

- ・ 氏名
- ・ 住民登録番号
- ・ 住所
- ・ 国外移住の国民表示
- ・ 生年月日
- ・ 性別
- ・ 顔写真
- ・ 指紋
- ・ 住民登録機関
- ・ 発行日
- ・ 発行番号
- ・ 有効期限
- ・ 血液型（本人が希望する場合）
- ・ 署名（本人が希望する場合）

(3) 住民登録番号を用いた情報連携の概要

韓国では行政サービスの向上及び行政事務の効率化を図るため、行政機関が管理する国民の行政情報の連携を担う「行政情報利用センター」を設置し、行政事務や一部の民間企業の実務において活用している。

ここでは、住民登録番号を利用した情報連携を実現する「行政情報利用センター」の担う情報連携機能及び連携する情報の概要をまとめ、身分関係登録制度との関係（家族関係登録制度の情報が連携対象となっているか）を整理する。

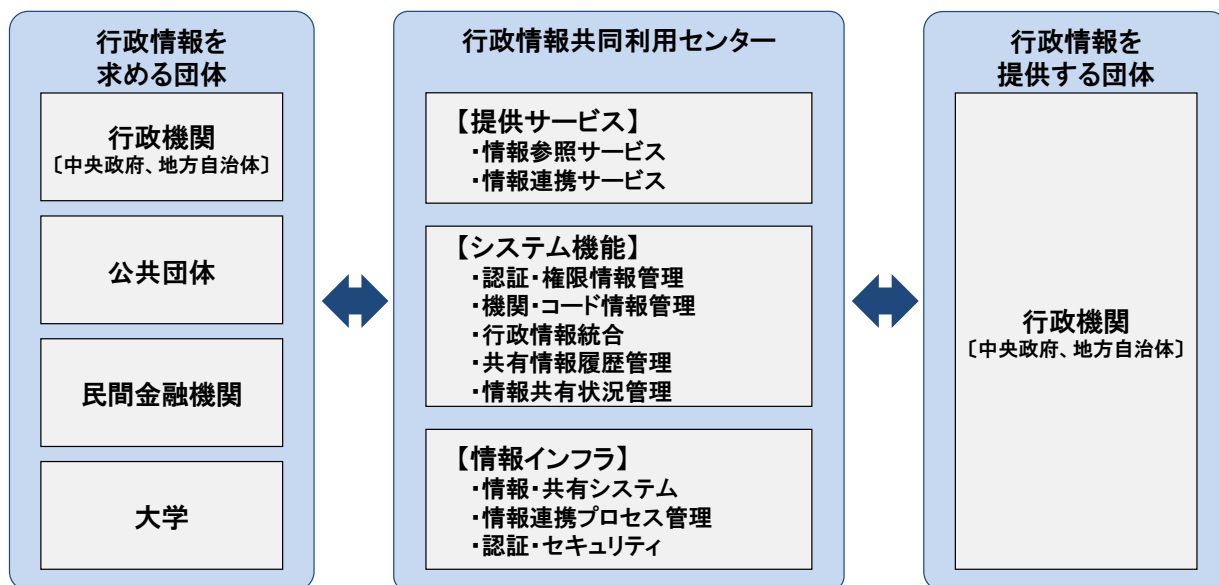
ア 情報連携の実現内容

(ア) 実現内容

韓国では、電子政府の推進にあたり行政手続に伴う添付書類の削減を重要事項の一つと掲げ、各行政機関が保有する行政情報のデータベースに基づく情報連携の実現を主要命題とした。その命題を実現する機関として、2008年（平成20年）に行政安全部の下に「行政情報利用センター」を設置し、当該センターにおいて国内の行政情報を求める団体と提供する団体間での行政情報のやり取りを仲介する役割を果たしている。

2015年（平成27年）時点、当該センターでは、中央政府・地方自治体・公共機関に加え、18の金融機関、大学20校を含む186の教育機関における149種類の行政情報の共同利用を実現している^[24]。

以下に行政情報共同利用センターを用いた情報連携の概要について示す。



※「国民ID制度に関する諸外国の事例調査結果」(内閣官房情報通信技術担当室(IT担当室), 平成23年3月)を参考に作成

図3-5 行政情報共同利用センターを用いた情報連携の概要

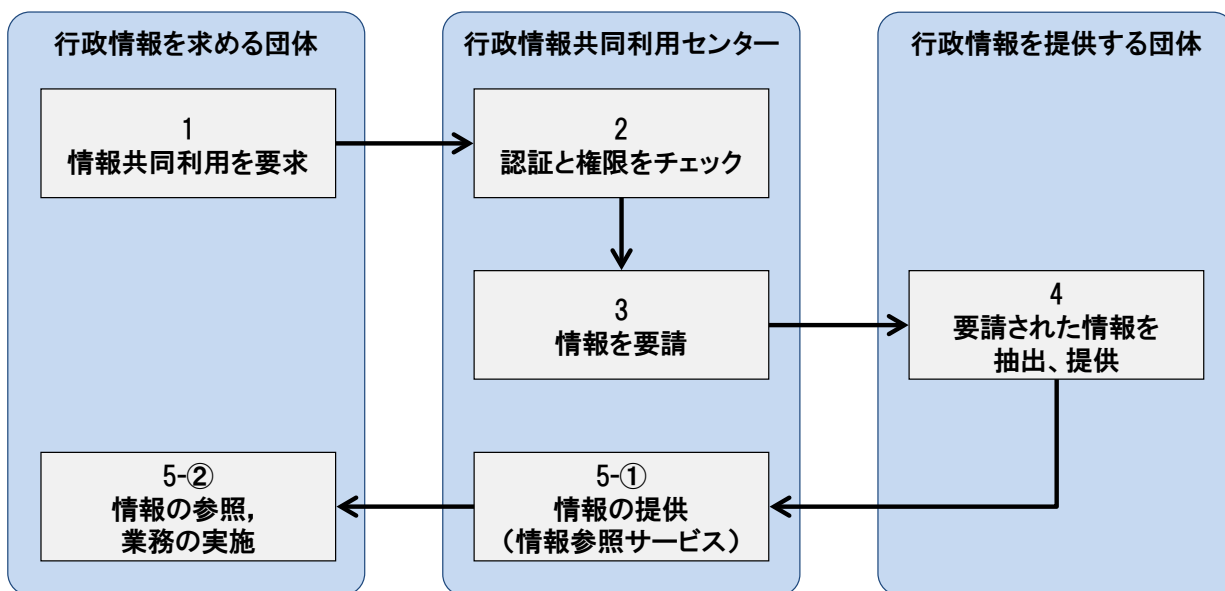
(イ) 提供サービス

「行政情報共同利用センター」による提供サービスは大きく分けて二つに分類される。

① 情報参照サービス

行政情報を求める団体が、当該行政情報を保有する団体の行政情報を参照するサービスを提供する。本サービスにより行政情報を求める団体は行政情報共同利用センターが提供するサービスを通じて、行政情報を保有する団体の行政情報を参照することが可能となる。

以下に行政情報を参照する流れを示す^[25]。



項番	処理概要
1	行政機関が申請等の業務処理で他行政機関が管理する行政情報を必要とする場合には、必要な情報を特定して行政情報共同利用センターに情報の参照を要求する。個人情報の場合は、通常住民登録番号に基づき情報を特定する。
2	行政情報共同利用センターは要求のあった行政機関の担当者について認証し、登録されている共同利用の権限をチェックする。
3	行政情報共同利用センターは登録されている共同利用対象の行政情報について、当該行政情報を保有する行政機関へ情報提供を要請する。
4	情報提供を要請された行政機関は要求された行政情報を準備し、行政情報共同利用センターの情報参照サービス機能を経由して行政情報を提供する。
5-①	行政情報共同利用センターに情報の参照を要求した行政機関は、提供された行政情報を参照し、業務を実施する。
5-②	

※「国民ID制度に関する諸外国の事例調査結果」(内閣官房情報通信技術担当室(IT担当室), 平成23年3月)を参考に作成

図3-6 行政情報の参照の流れ

② 情報連携サービス

「行政情報共同利用センター」では、行政機関間での様々な形態の行政情報連携（転送・分配・収集等）サービスを提供する。提供されている行政情報連携の形態である5つのパターンについて示す^{〔26〕〔27〕}。

表3-1 行政情報連携の形態パターン

項番	形態	連携概要
1	転送	単一の行政機関が保有する行政情報を他の利用機関に転送する。
2	分配	単一の行政機関が保有する行政情報を複数の利用機関に分配する。
3	収集	複数の行政機関から行政情報を収集し、単一の利用機関に提供する。
4	収集・分配	複数の行政機関から行政情報を収集し、複数の利用機関に分配する。
5	カスタマイズ	ワンストップサービスを実現するために、関連する行政情報の抽出・集約する。

イ 情報連携の対象情報

行政情報共同利用センターを通じた情報連携にて共同利用される情報は、電子政府法第38条及び電子政府施行令第43条に規定されており、具体的な対象情報は行政自治部の告示にて定められている。2015年（平成27年）時点、共同利用の対象となっている情報は、国民生活と密接に関わる住民、税金、保健、不動産、自動車等の分野において149種類に上る。これらの情報連携の対象情報の中には、大法院の保有する家族関係登録制度の家族関係登録電算情報も含まれている。したがって、韓国においては身分関係登録制度の情報は行政機関間で情報連携が実施されている。

2015年（平成27年）時点の行政情報共同利用センターを通じた情報連携の対象情報を以下に示す^{〔28〕}。

表3-2 行政情報共同利用センターを通じた情報連携の対象情報

組織	対象情報
未来創造科学部（4）	ソフトウェア事業者申告確認書、情報通信工事業登録証、情報通信技術者経歴手帳、情報通信監理院資格証
教育部（3）	中学校卒業学歴検定試験合格証明書、高等学校卒業学歴検定試験合格証明書、高等学校卒業証明書
外交部（2）	パスポート、海外移住申告確認書
法務部（4）	出入国に関する事実証明、外国人登録事実証明、国内居所申告事実証明、外国人不動産登記登録証明書
行政自治部（10）	住民登録票謄本・抄本、地方税納税証明書、地方税税目別課税（納税）証明書（財産税）、地方税税目別課税（納税）証明書（自動車税）、叙勲授与証明書、印鑑証明書、国外移住申告証明書、地方税納付確認書、住民登録

組織	対象情報
	転入情報, 本人署名事実確認書
農林畜産食品部 (2)	畜産業登録証, 農業経営体登録確認書
産業通商資源部 (8)	工場登録証明書, 石油販売業登録証, 電気安全点検確認書, 電気工事業登録証, 電気工事技術者経歴手帳, 電気工事業登録管理台帳, 工場新設承認書, 産業団地入住契約(契約変更)申込み(確認)書
保健福祉部 (13)	国民基礎生活受給者証明書, 障害者証明書, 薬剤師免許証, 栄養士免許証, 医療技師免許証(眼鏡士, 放射線士), 医療免許証(医師, 歯科医師, 漢方医師, 看護師), 専門医資格証(医師, 歯科医師, 漢方医師), 療養保護士資格証, 医療機関開設申告証明書, 子供の家認可証, 障害者年金(軽度)・障害手当・障害児童手当受給者確認書, 医療機関開設許可証, 健康診断結果書
環境部 (6)	事業場廃棄物排出者申告証明書, 廃水排出施設設置許可証(申告証明書), 廃棄物収集運搬業許可証, 廃棄物(中間/最終/総合)処理業許可証, 廃棄物処理施設設置承認書, 廃棄物処理施設設置申告証明書
雇用労働部 (1)	国家技術資格取得事項確認書
女性家族部 (1)	ひとり親家族証明書
国土交通部 (32)	個別公示地価確認書, 建築物台帳, 建築物使用承認書, 建設機械登録原簿, 住宅建設事業使用検査済証, 自動車登録原簿, 二輪自動車使用申告済証, 建築・大修繕用途変更申告許可証, 土地(林野)台帳, 地籍図, 林野図, 建設業登録証, 土地利用計画確認書, 建設機械登録証, 建設機械検査証, 建設機械事業登録証, 建築士業務申告済証, 自動車登録証, 不動産登記用登録番号証明書, 土地取引契約許可証, 自動車抹消登録事実証明書, 賃貸事業者登録証, 臨時運行許可証, 個別住宅価格確認書, 共同住宅価格確認書, 着工申告済み証, 建築・大修繕用途変更申告済証, 仮設建築物管理台帳, 違反建築物管理台帳, 不動産総合証明書(土地), 不動産総合証明書(土地, 建築物), 不動産総合証明書(土地, 集合建物)
海洋水産部 (8)	船舶原簿, 船舶検査証書, 船舶国籍証書(商船), 船舶国籍証書(漁船), 漁船登録済証, 漁業免許証, 船積み証書, 海上貨物運送事業登録証
国家報勲処 (4)	国家有功者(遺族)確認, 就業支援対象者証明書, 大学授業料免除対象者証明書, 教育支援対象者証明書
国税庁 (6)	(国税)納税証明書, 所得金額証明, 納税事実証明, 休業事実証明, 事業者登録証明, 廃業事実証明
関税庁 (3)	輸出申告済み証, 輸入申告済み証, 関税納税証明書
兵務庁 (2)	病的証明書, 徴兵身体検査結果通報書
警察庁 (2)	自動車運転免許証, 運転経歴証明書
国民安全処 (8)	安全施設等完備証明書, 火事証明書, 消防施設業登録証, 消防施設完工

組織	対象情報
	検査証明書, 船舶出港・入港申告事実確認書(個別), 船舶出港・入港申告事実確認書(総括), 船員乗船申告事実確認書, 廃棄物委託・処理申告証明書,
特許庁(4)	特許登録原簿, 実用新案登録原簿, デザイン登録原簿, 商標登録原簿
中小企業庁(3)	ベンチャー企業確認書, MainBiz 確認書, InnoBiz 確認書
大法院(4)	法人登記事項証明書, 建物登記事項証明書, 土地登記事項証明書, 家族関係登録電算情報
国民健康保険公団(6)	健保資格確認書, 健保資格得失確認書, 健康・長期療養保険料納付確認書(個人), 事業場健康・長期療養保険料納付確認書, 次上位本人負担軽減対象者証明書, 健康検診結果通知書
公務員年金公団(1)	公務員年金内訳書
国民年金公団(3)	年金算定加入内訳確認書, 事業場国民年金保険料月別納付証明, 国民年金加入者加入証明書
私立学校教職員年金公団(1)	年金法適用対象教職員確認書
勤労福祉公団(3)	雇用保険料完納証明書, 産業災害保険料完納証明書, 産業災害保険給付支給確認
韓国土地住宅公社(1)	公共賃貸住宅情報
韓国ガス安全公社(1)	液化石油ガス使用施設完成検査証明書(発給確認書)
国家生涯教育振興院(1)	単位銀行制学位証明(専門学士, 学士)
韓国社会的企業振興院(1)	社会的企業認証書
大韓商工会議所(1)	国家技術資格証

ウ その他

「住民登録番号」は住民登録情報を管理するためでなく、行政機関及び民間企業におけるあらゆる分野で本人確認手段や個人情報の管理番号として使用されている。

行政分野では各行政機関での申請や行政サービス利用時の本人確認手段、電子申請時のログインID等での確認に利用されている。また、行政機関や民間企業など国民を対象にサービス提供する団体では、「住民登録確認システム」(業務のために必要となる個人の基本情報(氏名や住所等)に関する情報提供を実施し、利用団体での業務の効率化や住民登録に関わる書類を削減することを目的としたシステム)を利用することが可能となっている。

4 韓国の相続制度の概要と家族関係登録制度及び住民登録番号との関連性

相続制度は、被相続人と相続人の続柄に関する証明を伴う手続等、身分関係登録制度と密接に係る制度であることから、身分関係登録制度の情報が活用される代表的な制度として相続制度を取り上げる。

また、本報告書の目的に合わせ、相続制度と家族関係登録制度及び住民登録番号との関連性について考察することとする。

(1) 相続制度の概要

1960年に施行された韓国民法を法源とする韓国の相続制度について、その概要として、相続財産の承継形態、相続財産の所有制度、法定相続人及び相続順位、相続税制・贈与税制について整理する。

ア 相続財産の承継形態

諸外国の相続制度において、相続制度の違いになる一要因として相続財産の承継形態がある。財産の承継に当たっては、積極財産（預金・債権・固定資産など、金銭的価値のある財産）と消極財産（借金などの債務の財産）について、相続人にどのように帰属するのにより相続財産の承継形態を分類することができる。積極財産及び消極財産ともに相続人に移転する考え方を「包括承継主義」と言い、積極財産及び消極財産は一旦裁判所によって選定された遺産管理人等に帰属され、消極財産を清算した残余の積極財産を相続人に移転する考え方を「管理清算主義」と言う^[29]。

韓国では、相続財産の承継形態は包括承継主義を採用しているといえる。

イ 相続財産の所有制度

相続財産の所有制度について、韓国の相続制度では、夫婦財産契約（夫婦の財産の所有権、その管理法、夫婦共同生活の費用の分担等について婚姻前に契約を締結するもの）と法定財産制（夫婦の一方が婚姻前から有する財産及び婚姻中自己の名で得た財産は、その特有財産とされ、夫婦のいずれに属するか明らかでない財産は、その共有に属すもの）を規定している。しかし、実際にはほとんどのケースにおいて法定財産制が利用されているのが現状である^[30]。

ウ 法定相続人及び法定相続分等

相続制度において、相続財産の移転において要となる法定相続人及びその法定相続分等に関して、法定相続人及び相続順位、代襲相続、法定相続分についてそれぞれ考え方を整理する。

(ア) 法定相続人及び相続順位

韓国の相続制度では、法定相続人として、被相続人の配偶者、直系卑属、直系尊属、兄弟姉妹、4親等内の傍系血族が範囲となると規定されている^[31]。また、その相続順位は、以下のとおりであるが、配偶者は常に第1順位となり、被相続人の直系卑属及び直系尊属がない場合には、単独相続人となる。なお、ここでいう配偶者とは、婚姻申告をした法律上の配偶者をいい、事実婚の配偶者は含まない。

- 第1順位：直系卑属
- 第2順位：直系尊属
- 第3順位：兄弟姉妹
- 第4順位：四親等内の傍系血族

(イ) 代襲相続

代襲相続とは、本来相続人となるべき者が相続開始前に死亡又は相続欠格となった場合には、相続権を失った者に代わって相続する制度のことである。

韓国の相続制度においても代襲相続は認められており、相続人となる直系卑属又は兄弟姉妹が、相続開始前に死亡又は相続欠格となった場合には、それらの者の直系卑属は、死亡者・欠格者の順位に代わって相続人となることになっている^[32]。

また、配偶者も代襲相続人となる。相続開始前に死亡又は相続欠格となった者の配偶者は、直系卑属と同順位で被代襲者に代襲して共同相続人となり、同順位の直系卑属がない場合には単独相続人となる。

なお、韓国の相続制度の法源である民法では、代襲者は「子」ではなく「直系卑属」とされているため、被相続人の子に代襲原因が発生すれば孫が代襲相続し、その孫についても子の場合と同様に代襲相続することになる（再代襲相続）^[33]。

(ウ) 法定相続分

法定相続分とは、法定相続人が相続することのできる財産相続に関する法律で定められている割合のことである。

韓国の相続制度における法定相続分については、同順位の相続人が複数である場合には全て均等とすると規定されており、加えて、配偶者については、当該均等分に対して5割加算することとされている。したがって、直系卑属又は直系尊属の人数によって配偶者の相続分が変動することになる。以下に、相続人が配偶者及び子2人の場合の相続分の事例を示す^[34]。

- 配偶者：7分の3
- 子 ：7分の2

(エ) 遺留分

遺留分とは、遺言、生前遺贈等に関わらず、法律で定められている一定の相続人が最低限相続することができる財産のことである。

韓国の相続制度においても遺留分が認められており、被相続人の配偶者及び直系卑属の遺留分は法定相続分の2分の1、直系尊属及び兄弟姉妹の遺留分は法定相続分の3分の1とされている^{〔35〕}。

エ 遺言

遺言とは、被相続人が自分の死後に法的効力を発生させることを目的として一定の方式によってなされる意思表示のことである。

韓国の民法においても遺言に関する規定があり、当然のことながら遺言の法的効力は相続に影響を与えるものである。遺言は遺言者の意思表示であるため、韓国の民法においても、意思能力のない者の遺言は無効とされ、遺言能力は満17歳以上と定め、未成年者や成年被後見人等も意思能力があれば遺言をすることができる。

また、遺言は法定方式によらないものは無効とされる。韓国で認められている遺言の方式は、自筆証書、録音、公正証書（遺言者は証人2人以上が参加した公証人の前で遺言の趣旨を口授し、公証人がこれを筆記し読み聞かせ、遺言者と証人がその正確さを承認した後、各自署名又は記名押印する。）、秘密証書（遺言者が遺言を記した証書を厳封押印し、遺言書であることを複数の証人の面前に表明したもの。）、口述証書（遺言者が疾病等により自筆証書、録音、公正証書、秘密証書の方式による遺言ができない場合には、複数の証人の参加のもと、遺言者の口述した遺言を証人が筆記したもの。）の5つとなる^{〔36〕}。

オ 相続税制・贈与税制

相続制度に大きく関わる相続税制及びそれに関連する贈与税制について整理する。

韓国の相続税制は、遺産課税方式（被相続人が遺した遺産額に着目して課税され、被相続人に対して課税される方式）を採用しており、課税対象者は被相続人、納税義務者は相続人である^{〔37〕}。申告方式については、賦課課税方式を採用しており、税務署長は、相続税の自主納付申告を受けた日から、法定決定期間内に課税標準及び税額を決定しなければならないとされている。

また、贈与税制については、相続税制と異なり、課税対象者及び納税義務者が受贈者であり、変則的遺産課税方式（遺産課税方式であるが、納税義務者が贈与者でなく受贈者である方式）を採用している。課税価額には、贈与日より10年以内に同一人から受けた1,000万ウォン（日本円：約100万円〔2016年2月1日現在〕）以上の贈与財産について加算される。

(2) 相続手続の概要

ここでは、4の(1)で述べた相続制度における代表的な相続手続である相続人の確定手続、相続税申告手続、金融資産関連手続、不動産関連手続について、手続に必要な書類に主眼を置いて概要を整理する。この整理により、それらの手続において韓国における身分関係登録制度である家族関係登録制度（必要に応じて戸籍制度）から必要となる証明書を明らかにすることができる。なお、韓国の手続で必要となる書類を比較するため、日本における同種手続の場合も記載する。

各種手続の整理の前提として、相続手続に関して韓国で実現されている独自サービスについて記載する。

ア 相続財産の照会手続

韓国では2015年（平成27年）6月から、被相続人の所有する相続財産を一括照会することができるサービス（安心継承ワンストップサービス）が提供されている。被相続人の死亡届提出の際、又は死亡した月の末日から6か月以内に相続人は、被相続人の住民登録地の基礎自治体窓口で相続財産照会の申請書及び身分証明書（住民登録証、運転免許証、パスポート等）を提示することで、相続財産情報を照会できる。本サービスは行政自治部が主管部門となっており、電子政府法第36条第2項により、担当公務員が行政情報共同利用センターを通じて家族関係情報を取得・確認している。金融資産・国税・国民年金に関する相続財産情報については、申請日から20日以降に、受領したメールから各ホームページへアクセスし参照することができる。地方税・自動車・土地に関する相続財産情報については、申請日から7日以降に担当部門への直接訪問及び受領したメールから各ホームページへアクセスすることで照会できる。照会できる相続資産は以下のとおりである^[38]。

- ・金融資産（銀行預金額・貸付額、保険加入の有無、株式口座の有無、債務等）
- ・土地の所有状況
- ・自動車の所有状況
- ・国税の状況（滞納・納期未到来告知税額・還付税額等）
- ・地方税の状況（滞納・納期未到来告知税額等）
- ・国民年金の加入の有無

なお、相続財産照会の申請に当たっては、申請書とともに以下に示す書類を提出する。

[相続人の場合]

- ・身分証明書（住民登録証、運転免許証、パスポート）

[代理人の場合]

- ・身分証明書（住民登録証、運転免許証、パスポート）
- ・相続人の委任状
- ・相続人の本人署名事実確認書（又は印鑑証明書）

イ 相続人の確定手続

相続手続においては、誰が相続人であるかを特定することが重要となる。韓国の相続制度における相続人の確定手続は、以下に示す書類を用いることにより相続人を確定する^[39]。これは、日本の場合と趣旨は同じく、被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍制度及び家族関係登録制度における証明書を収集し、実施することとなる。

- ・被相続人の除籍謄本
- ・被相続人の家族関係証明書
- ・被相続人の基本証明書

ウ 相続税申告手続

4 (1) オで述べたとおり、韓国の相続税の申告方式は賦課課税方式である。相続税納付義務がある相続人は、相続開始日から6か月以内に相続税の申告書を被相続人の住所を管轄する税務署に申告することとなる。なお、相続税申告期限内に相続人が確定しない場合には、申告とは別に、相続人が確定された日から30日以内に確定された相続人の相続関係を記載して、所轄税務署に申告しなければならない^[40]。

相続税申告手続に際して一般的に必要な書類を以下に示す。なお、比較対象として日本における同等の手続において必要となる書類も併せて示す^[41]。

表4-1 相続税申告手続における一般的な必要書類の比較

韓国	日本
<ul style="list-style-type: none"> ・被相続人の除籍謄本 ・被相続人の住民登録抹消者謄本 ・被相続人の家族関係証明書 ・相続人全員の住民登録謄本 ・死亡診断書 ・遺言状（ある場合に限る） ・遺産分割協議書の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ・被相続人の全ての相続人を明らかにする戸籍の謄本等 ・遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し ・相続人全員の印鑑証明書 ・相続時精算課税適用者がいる場合には、被相続人及び相続時精算課税適用者の戸籍の附票の写し

エ 金融資産関連手続

相続手続において被相続人の金融資産を確認するには、金融監督院に照会申請をする。金融監督院では金融機関において被相続人の金融財産や債権を確認し、例えば預金の場合には、① 金融機関名、② 預金残高の区分（3区分：(a) 0ウォン、(b) 1～9, 900ウォン、(c) 10, 000ウォン以上）という情報を相続人に提供する。相続人は、その情報を利用して、金融機関に詳細な取引内訳、口座番号等を金融機関に照会を実施することで、金融資産の把握を実施する。なお、金融監督院で照会することができる金融資産の範囲は、被相続人名義の預金・貸出、保証、証券、保険契約、クレジットカード債務

等の有無となる³⁾。

被相続人の金融資産を把握する手続に際して、一般的に必要となる書類を以下に示す。なお、比較対象として日本における同等の手続において必要となる書類も併せて示す⁴⁾。

表4-2 被相続人の金融資産を把握する手続における一般的な必要書類の比較

韓国	日本
<ul style="list-style-type: none"> ・被相続人及び相続人の家族関係証明書 ・被相続人の除籍謄本 ・被相続人の死亡診断書 ・被相続人の身分証明書等及び現存する預金通帳 	<ul style="list-style-type: none"> ・被相続人の全ての相続人を明らかにする戸籍の謄本又は相続人の戸籍謄本等 ・遺言書又は遺産分割協議書 ・相続人全員の印鑑証明書 ・相続人の実印・取引印 ・被相続人の預金通帳・証書等

オ 不動産関連手続

相続手続において被相続人の不動産を確認するには、国土海洋部国家空間情報センター又は特別市・県（道）・市・郡・区の地籍部署に照会申請をする。照会を受けた国土海洋部国家空間情報センター又は特別市・県（道）・市・郡・区は国土海洋部地籍情報センターに問合せを実施し、国土海洋部地籍情報センターでは電算資料を利用した、被相続人が所有している土地の現況情報を相続人に提供する⁴⁾。不動産の照会申請に必要な書類は、以下のとおりである。

- ・被相続人の除籍謄本及び家族関係証明書
- ・相続人の家族関係証明書

また、被相続人の不動産について相続登記手続に際して一般的に必要となる書類を以下に示す。なお、比較対象として日本における同等の手続において必要となる書類も併せて示す。

³⁾安心継承ワンストップサービスにより、国税・地方税の滞納状況等、年金加入状況を含め、相続財産を一括で確認することも可能である。

⁴⁾安心継承ワンストップサービスにより、土地保有状況については、相続財産を一括で確認することも可能である。

表 4 - 3 相続登記手続における一般的な必要書類の比較

韓国	日本
<ul style="list-style-type: none"> ・ 相続による所有権移転登記申請書 ・ 相続人であることを証明する書類（除籍謄本，家族関係証明書，基本証明書，親養子関係証明書等） ・ 被相続人及び相続人の住民登録票謄本 ・ 土地・建築物台帳 ・ 印鑑証明書（協議分割の場合，分割協議書に捺印した相続人全員分） ・ 登録税領収証確認書 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被相続人の全ての相続人を明らかにする戸籍謄本等 ・ 相続人の現在の戸籍謄本 ・ 相続人全員の住民票の写し ・ （遺産分割協議による相続の場合）遺産分割協議書及び申請人以外の他の相続人の印鑑証明書 ・ 登録免許税（通常は収入印紙で納付）

(3) 家族関係登録制度及び住民登録番号との関連性

韓国における家族関係登録制度及び住民登録番号の関係性を整理するため，2(4)及び(5)で整理した家族関係登録制度の情報が活用される代表的な手続である相続手続を対象に，前述の住民登録番号との関連性を整理する。

ア 相続財産の照会手続

相続財産を照会する際には，申請者は身分証明書のみ用意すればよく，相続財産の照会手続では，住民登録番号を利用した行政機関間の情報連携において家族関係登録制度に関する情報の連携を実施している。

イ 相続人の確定手続

相続人を確定する際には住民登録番号の記載がある被相続人の除籍謄本，家族関係証明書，基本証明書を相続人側で確認・用意しなければならないため，相続人の確定手続では，住民登録番号を利用した行政機関間の情報連携において家族関係登録制度に関する情報の連携は行われていないと想定される。

ウ 相続税申告手続

相続税申告時には被相続人の除籍謄本，住民登録抹消者謄本，家族関係証明書，相続人の住民登録謄本，死亡診断書，遺言書（ある場合に限る。），相続財産の分割協議の写しを，相続人側で用意しなくてはならない。建物登記情報及び土地登記情報については，行政側で住民登録番号を利用し確認することができるため，提出不要となっていると想定される。ただし，上記で示した家族関係証明書等の書類を相続人側で用意しなければならないため，相続申告手続では，住民登録番号を利用した行政機関間の情報連携において家族関係登録制度に関する情報の連携は行われていないと想定される。

エ 金融資産関連手続

被相続人の金融資産を把握するためには、被相続人及び相続人の家族関係証明書、被相続人の除籍謄本、死亡診断書、被相続人の身分証明書等及び現存する預金通帳を、相続人側で用意しなくてはならないため、金融資産関連手続では住民登録番号を利用した行政機関間の情報連携において家族関係登録制度に関する情報の連携は行われていないと想定される。ただし、金融監督院による金融機関での被相続人の金融財産及び債権に関する情報の照会においては、住民登録番号を利用した行政機関間の情報連携にて実現されていると想定される。

オ 不動産関連手続

被相続人の不動産を把握するためには、被相続人及び相続人の家族関係証明書、被相続人の除籍謄本を、相続人側で用意しなくてはならない。また、不動産の相続登記手続では、相続による所有権移転登記申請書、相続人であることを証明する書類（除籍謄本、家族関係証明書、基本証明書、親養子関係証明書等）、被相続人及び相続人の住民登録票謄本、登録税領収証確認書、土地・建築物台帳、印鑑証明書（協議分割の場合には、分割協議書に押印した相続人全員分）を、相続人側で用意しなくてはならない。このことから、不動産関連手続では住民登録番号を利用した行政機関間の情報連携において家族関係登録制度に関する情報の連携は行われていないと想定される。ただし、国土海洋部地籍情報センターによる被相続人が所有している土地の現況情報の照会においては、住民登録番号を利用した行政機関間の情報連携にて実現されていると想定される。

(4) 家族関係登録制度及び住民登録番号との関連性に関する考察

相続財産の照会手続においては、家族関係登録制度の証明書を用意する必要がないため、大法院で保有する家族関係登録制度に関する情報について住民登録番号を利用した行政機関間の情報連携が行われていると想定される。

一方で、相続人の確定手続、相続税申告手続、金融資産関連手続、不動産関連手続においては、相続人側で家族関係登録制度（旧戸籍制度）の証明書をそれぞれ用意する必要があるため、韓国では相続手続においては、大法院で保有する家族関係登録制度（旧戸籍制度）に関する情報について住民登録番号を利用した行政機関間の情報連携は行われていないと想定される。

しかし、これらの証明書を相続人が用意することは相当の負担が発生すると想定されるため、住民登録番号を利用した行政機関間の情報連携において行政機関が取得する形態とすることができれば、国民にかかる負担を更に軽減することができるとともに、行政コストの削減等の効果を見込むことができると想定される。

《参考情報》

共通番号制度のモデル類型

(1) フラットモデル

フラットモデルは、行政分野横断的な共通番号を付与し、行政分野をまたいだ情報連携等の円滑化により行政事務の効率化や、IDカードの一元化等で国民の利便性を図るモデルである。当該モデルの概要を以下に示す。

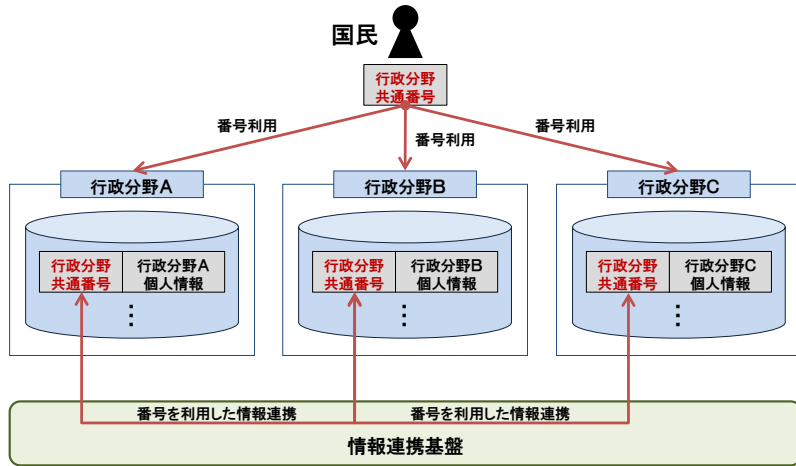


図 参考－1 フラットモデルの概要

(2) セパレートモデル

セパレートモデルは、行政分野ごとに分野別番号を付与し、行政分野内での個人情報の管理を円滑化し、行政事務の効率化を図るモデルである。行政分野をまたいだ情報連携では行政分野間ごとに分野別番号の紐付け及び変換が必要となるため、結び付きの強い行政分野間では、個別に分野別番号の紐付け及び変換をする仕組みを用いた情報連携を実現する。当該モデルの概要を以下に示す。

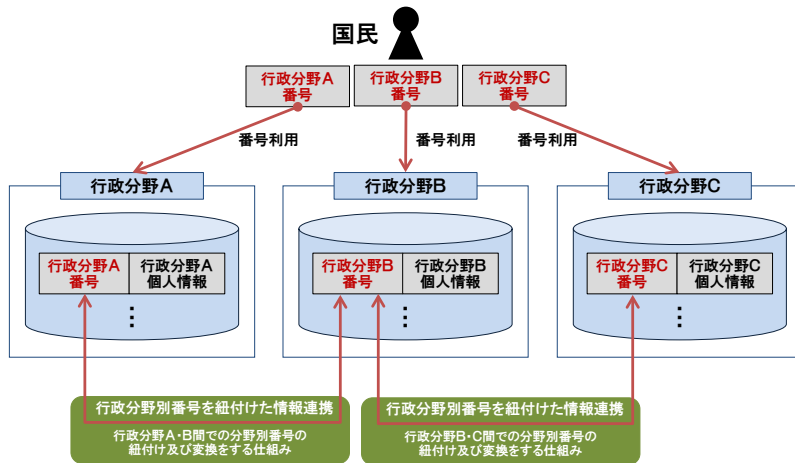


図 参考－2 セパレートモデルの概要

(3) セクトラルモデル

セクトラルモデルは、国民に対して統一IDを付与し、当該統一IDから不可逆性を持つ仕組みにより行政分野ごとに分野別番号を生成し、行政分野内での個人情報の管理や情報連携等に用いることで、行政事務の効率化を図るモデルである。行政分野をまたいだ情報連携は、分野別番号の紐付け及び変換を実現する情報連携基盤により実現する。当該モデルの概要を以下に示す。

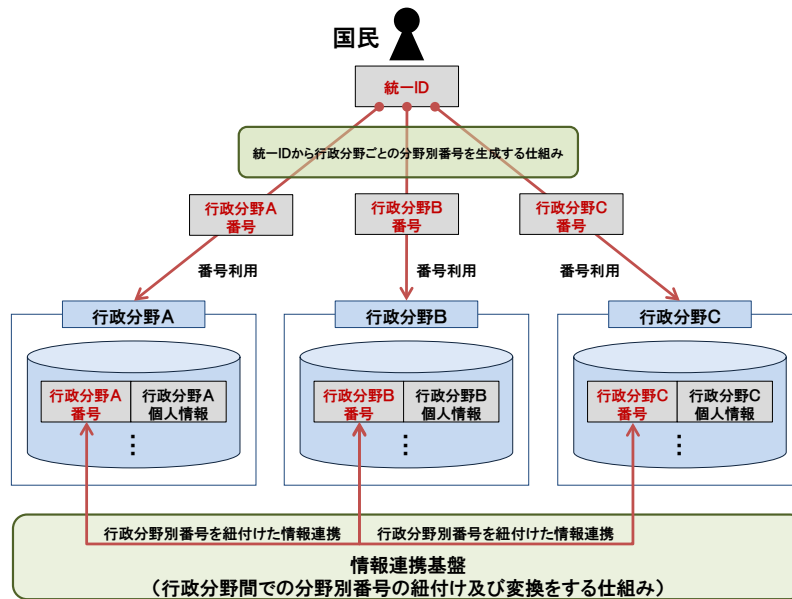


図 参考－3 セクトラルモデルの概要

《参考文献等》

2 韓国の身分関係登録制度

- [1] 四方直（2013）「日本の戸籍制度と韓国の家族関係登録制度の比較・検討について」『民事研修』第671号 P. 87
- [2] 高翔龍（2005）「韓国家族法の大改革」『ジュリスト』No. 1294 P. 84
- [3] 甲榮鎬・裴薫（2009）『韓国家族関係登録法：戸籍に代わる身分登録法対応と実務』日本加除出版 P. 10
- [4] 甲榮鎬・裴薫（2009）『韓国家族関係登録法：戸籍に代わる身分登録法対応と実務』日本加除出版 P. 11
- [5] 鄭照根（2006）「韓国における戸主制度廃止と身分登録制度の変更」札幌学院法学 P. 206～P. 208
- [6] アジア家族法会議編（2012）「戸籍と身分登録制度」日本加除出版 P. 143
- [7] 柳淵馨（2009）「大韓民国における新しい家族関係登録制度の概要」『戸籍時報』640号 P. 5
- [8] 甲榮鎬・裴薫（2009）『韓国家族関係登録法：戸籍に代わる身分登録法対応と実務』日本加除出版 P. 38
- [9] 甲榮鎬・裴薫（2009）『韓国家族関係登録法：戸籍に代わる身分登録法対応と実務』日本加除出版 P. 39
- [10] 柳淵馨（2009）「大韓民国における新しい家族関係登録制度の概要」『戸籍時報』640号 P. 12
- [11] 甲榮鎬・裴薫（2009）『韓国家族関係登録法：戸籍に代わる身分登録法対応と実務』日本加除出版 P. 48～P. 49
- [12] 四方直（2013）「日本の戸籍制度と韓国の家族関係登録制度の比較・検討について」『民事研修』第671号 P. 94
- [13] 甲榮鎬・裴薫（2009）『韓国家族関係登録法：戸籍に代わる身分登録法対応と実務』日本加除出版 P. 19
- [14] 柳淵馨（2009）「大韓民国における新しい家族関係登録制度の概要」『戸籍時報』640号 P. 20
- [15] 甲榮鎬・裴薫（2009）『韓国家族関係登録法：戸籍に代わる身分登録法対応と実務』日本加除出版 P. 58
- [16] 在日コリアン弁護士協会編（2015）『第2版 Q&A 新・韓国家族法』日本加除出版 P. 29
- [17] 甲榮鎬・裴薫（2009）『韓国家族関係登録法：戸籍に代わる身分登録法対応と実務』日本加除出版 P. 31

3 韓国の共通番号制度

- [18] 内閣官房 情報通信技術 (IT) 担当室 (2011) 「国民ID制度に関する諸外国の事例調査結果」 P. 8-3
- [19] 内閣官房 情報通信技術 (IT) 担当室 (2011) 「国民ID制度に関する諸外国の事例調査結果」 P. 8-4
- [20] 内閣官房 情報通信技術 (IT) 担当室 (2011) 「国民ID制度に関する諸外国の事例調査結果」 P. 8-10
- [21] 内閣官房 情報通信技術 (IT) 担当室 (2011) 「国民ID制度に関する諸外国の事例調査結果」 P. 8-13
- [22] 韓国保健社会研究院 (2011) 「住民登録ネットワークによる人口管理方案」 『研究報告書』 2011-51 P. 44
- [23] 内閣府委託調査【(株)野村総合研究所受託】(2007) 「諸外国における社会保障番号等の在り方に関する調査報告書」 P. 162
- [24] 内閣官房 情報通信技術 (IT) 担当室 (2011) 「国民ID制度に関する諸外国の事例調査結果」 P. 8-18
- [25] 内閣官房 情報通信技術 (IT) 担当室 (2011) 「国民ID制度に関する諸外国の事例調査結果」 P. 8-19
- [26] 内閣官房 情報通信技術 (IT) 担当室 (2011) 「国民ID制度に関する諸外国の事例調査結果」 P. 8-20
- [27] 行政情報共同利用センター (PISC) :
http://www.pisc.go.kr/fa/fa010/service/info_distribute.jsp (ハングル語サイト)
- [28] 行政自治部 (2015) 「공동이용 대상 행정정보 현황 (共同利用対象行政情報現況 2015. 9. 1施行)」 P. 1~P. 4

4 韓国の相続制度の概要と家族関係登録制度及び住民登録番号との関連性

- [29] 永田金司 (2014) 『韓国相続税実務詳解：日韓相続税法の交差』 法令出版 P. 6
- [30] 清水智恵子 (2012) 「米国・韓国・台湾の相続の基本」 『税経通信』 第67巻10号 P. 95
- [31] 在日コリアン弁護士協会編 (2015) 『第2版 Q&A 新・韓国家族法』 日本加除出版 P. 274
- [32] 在日コリアン弁護士協会編 (2015) 『第2版 Q&A 新・韓国家族法』 日本加除出版 P. 282
- [33] 在日コリアン弁護士協会編 (2015) 『第2版 Q&A 新・韓国家族法』 日本加除出版 P. 284

- [34] 永田金司（2014）『韓国相続税実務詳解：日韓相続税法の交差』法令出版
P. 55
- [35] 郭珉希（2014）「第5部 韓国法」商事法務研究会「各国の相続法制に関する調査研究業務報告書」 P. 208
- [36] 郭珉希（2014）「第5部 韓国法」商事法務研究会「各国の相続法制に関する調査研究業務報告書」 P. 199
- [37] 永田金司（2014）『韓国相続税実務詳解：日韓相続税法の交差』法令出版
P. 9
- [38] 請願24 死亡者財産問い合わせ統合処理申し込み：
<http://www.minwon.go.kr/main?a=AA020InfoCappViewApp&HighCtgCD=A01007&CappBizCD=17400000001&img=01>（ハングル語サイト）
- [39] 在日コリアン弁護士協会編（2015）『第2版 Q&A 新・韓国家族法』日本加除出版 P. 277
- [40] 永田金司（2014）『韓国相続税実務詳解：日韓相続税法の交差』法令出版
P. 117
- [41] 永田金司（2014）『韓国相続税実務詳解：日韓相続税法の交差』法令出版
P. 324
- [42] 永田金司（2014）『韓国相続税実務詳解：日韓相続税法の交差』法令出版
P. 319

— 以上 —